

# 谷川岳エコツアーリズム推進全体構想

谷川岳エコツアーリズム推進協議会

# 谷川岳エコツアーリズム推進全体構想 目 次

1 . 谷川岳エコツアーリズムを推進する地域	1
1 ) 推進の目的と方針	1
(1) 推進の背景と目的	1
(2) 推進に当たっての現状と課題	3
(3) 推進の基本的な方針	7
2 ) 推進する地域	8
(1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方	8
2 . 対象となる自然観光資源等	10
1 ) 谷川岳エコツアーリズムの自然観光資源	10
(1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	10
(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	19
2 ) その他の観光資源の名称と所在地など	21
3 . エコツアーリズム実施の予定	25
1 ) ルール	25
(1) ルールによって保護する対象	25
(2) ルールの内容及び設定理由	25
(3) ルールを適用する区域	33
(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法	33
2 ) 案内（ガイダンス）及びプログラム	34
(1) 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方	34
(2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容	35
(3) 実施される場所	35
(4) プログラムの実施主体	35
3 ) モニタリング及び評価	36
(1) モニタリングの対象と方法	36
(2) モニタリングに当たっての各主体の役割	41
(3) 評価の方法	42
(4) 専門家や研究者などの関与の方法	43
(5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法	43
4 ) その他	43
(1) 主な情報提供の方法	43
(2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法	44
(3) 新規参入事業者への対応	45
4 . 自然観光資源の保護及び育成	46
1 ) 特定自然観光資源の指定について	46
2 ) その他の自然観光資源	46
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	46

(2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画など	46
5 . 協議会の参加主体	50
1 ) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担	50
6 . その他エコツーリズムの推進に必要な事項	51
1 ) 環境教育の場としての活用と普及啓発	51
(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点	51
(2) 地域住民に対する普及啓発の方法	52
2 ) 他の法令や計画等との関係及び整合性	52
(1) 主な関連法など	52
3 ) 農林水産業や土地の所有者等と連携調和	57
(1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項	57
4 ) 地域の振興	57
(1) 地産品の活用	57
(2) 滞在日数増加のための取組	57
(3) リピーター育成のための取組	57
5 ) 地域住民の生活や習わしに対する配慮	58
(1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項	58
6 ) 安全管理	58
(1) 安全管理に関する配慮事項	58
7 ) 全体構想の公表	58
(1) 公表の方法	58
8 ) 全体構想の見直し	58
(1) 点検及び見直しの時期	58

付録 1 : 本構想において使用している用語の解説

付録 2 : 本構想中に記載されている協議会の役割の分担

付録 3 : 自然観光資源位置図

# 1 谷川岳エコツーリズムを推進する地域

## 1) 推進の目的と方針

### (1) 推進の背景と目的

谷川岳は、群馬県と新潟県との県境地域に位置する越後山脈に属し、トマの耳（標高 1,963m）、オキの耳（標高 1,977m）の二つの峰から成り立っています。トマの耳には三角点が設置されており、周囲の清水峠や三国峠に至る山岳地帯は「谷川連峰」とも呼ばれています。周辺は我が国の代表的な自然風景地として上信越高原国立公園に指定されているほか、いわゆる「百名山」の一つにもなっている我が国の代表的な山岳地域です。

谷川岳周辺は、日本三大岩壁とも呼ばれる一ノ倉沢のように、熟練した登山家でなければ挑戦できないような非常に厳しい地形を有する地域でありながら、一方ではロープウェイを利用した気軽なトレッキングや登山も可能なほか、田尻尾根、西黒尾根などの登山道もあり、子どもから中高年層まで、またファミリーから本格登山家まで様々な人々が利用できる山岳地域でもあります。

地理的には、谷川岳は日本海側と太平洋側を分ける中央分水嶺にあたるとともに、地形的には先に述べたような群馬県側は一ノ倉沢、マチガ沢などの大岩壁が連なり、新潟県側は比較的なだらかな山容となっており、その非対称性が際立っています。さらに、山体を構成する岩石は蛇紋岩、花崗岩、輝緑岩、結晶片岩や堆積岩類、流紋岩など非常に多様であるのも特筆される点です。

谷川岳周辺は気候的にも、日本海側と太平洋側の境にあたりますが、冬期には谷部では 10m を超える積雪となるとともに、12～3月の月平均気温は氷点下となる非常に厳しい気候です。

植生については標高 1,600m 程度以下では、ブナ林が広がっていますが、上記のよう特徴的な地形、地質及び気候が、植生にも大きな影響を及ぼしており、多様な植生が見られます。すなわち、亜高山帯の下部に位置する山地帯では、ブナ林が広がり、その上部にはミヤマナラやマルバマンサクなどからなる比較的背の低い森林が存在し、さらに頂上部にかけては、ササ草原や、雪田草原、風衝草原が存在し、ハクサンイチゲ、タテヤマリンドウ、ジョウシュウオニアザミなど多様な植物が生育しています。

この豊かな植生は、豊かな動物相をも育んでおり、当該地域にはツキ

ノウグマやカモシカ、リス、ノウサギやヒメネズミなどのほ乳類など様々な動物が生息しているほか、イヌワシ、クマタカなどの猛禽類をはじめとする数々の鳥類も生息しており、谷川岳周辺は動物にとっても重要な生息地となっています。

このように豊かな自然を有する谷川岳ですが、一方で東京都心からの直線距離は約 150km、東京駅から山麓までは新幹線とバスを乗り継いで約 110 分程度で到達する距離にあり、マイカー利用の場合でも、練馬ICから 140km と非常に利便性の高い地域でもあります。その利便性のよさのために夏期や秋期には多くのマイカー利用者が集中する等、交通渋滞の発生はもとより、植生荒廃や野生生物の生息・生育環境等に対する悪影響などの懸念もあることから、お盆や紅葉の時期にマイカー規制などの取組も行われています。

我が国の中でも傑出した自然観光資源を有する谷川岳ですが、旅行者が生態系に悪影響を及ぼすことなく、自然の生態系を理解し楽しむことができるよう、生物多様性の保全に留意し、自然観光資源を保全しつつ、より効果的に活用する方法を導入することが、大きな課題となっています。このような視点に立って考える時、エコツーリズム推進法の基本理念にあるように、「自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施される」エコツーリズムは、有効な手段であると考えられます。平成 20 年 6 月に閣議決定した「エコツーリズム推進基本方針」には、エコツーリズムを推進する意義は、「自然環境の保全と自然体験による効果」、「地域固有の魅力を見直す効果」及び「活力ある持続的な地域作りの効果」の 3 つの効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにある、と記載されていますが、これらの 3 つの効果を生み出すエコツーリズムは本地域の発展・向上に寄与するものと考えられます。

みなかみ町では、平成 20 年 3 月に「第 1 次みなかみ町総合計画」及び「エコタウンみなかみ」を策定していますが、「第 1 次みなかみ町総合計画」では、その基本理念を次のように定めています。

- 1 自然とともに誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり
- 2 地域資源を活かした交流を推進し、魅力と活力に満ちたまちづくり
- 3 住民とともに支え、ともに進むまちづくり

また、「エコタウンみなかみ」の中では、まちづくりの 5 本の柱を次のように定めています。

- 1 谷川連峰に抱かれた豊かな自然環境や自然景観を保全する仕組みを整え、自然に抱かれたまちづくりを進めます。
- 2 地域の歴史文化や固有の景観を保全し、文化が醸成されるまちづくりを進めます。
- 3 町民がより地域の魅力を高める仕組みづくりを進めます。
- 4 みなかみまちの魅力に引かれて訪れる人々を、暖かく迎え入れる意識を醸成します。
- 5 住民と事業者、行政がそれぞれの役割を担い、相互に連携してまちづくりを進める体制作りを進めます。

これらの基本理念等はいずれもエコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針の理念とも合致するものとなっており、このようなまちづくりの理念に基づき、みなかみ町では平成20年12月に、多数の関係者が参画して谷川岳のエコツーリズム推進に係る合議・決定の場となる「谷川岳エコツーリズム推進協議会」の設立に必要な事業を行う「谷川岳エコツーリズム推進協議会準備会」を設立し様々な取組を進め、平成22年12月には、「谷川岳エコツーリズム推進協議会準備会」として実施すべき事業が区切りを迎えたことから同会を「谷川岳エコツーリズム推進協議会」へ格上げするなど、谷川岳エコツーリズム推進に係る取組を積極的に進めてきました。

これらのまちづくりの方向性やこれまでの経緯も踏まえ、今回、「自然環境への配慮」「観光振興への寄与」「地域振興への寄与」「環境教育への活用」を基本理念とするエコツーリズムの導入により、地域の発展・向上につなげることを目的として、エコツーリズム推進基本法に基づく全体構想を策定いたします。

## (2) 推進に当たっての現状と課題

自然環境負荷の増大、利用マナーの低下

谷川岳周辺は、全国有数の登山のメッカであり、谷川岳ロープウェイと天神峠ペアリフトを利用すれば、比較的容易に登山できることから、子供から中高年まで多くの登山者等で賑わっています。またお盆や紅葉の時期は、多くの観光客が訪れマイカー規制等の取組が行われています。

このように、登山者や観光客による一部地域に利用が集中しており、その結果、登山道や遊歩道を踏み外した歩行等による荒廃や野生生物の

生息・生育環境等に対する悪影響などの自然環境への負荷の増大、軽装での入山や無理な登山計画での入山など環境配慮の意識の低下、登山マナーや安全意識の低下が問題になっています。

このため、観光等により自然観光資源が損なわれないよう、適切な管理に基づく保護・保全を図るための方策であるエコツーリズムに取り組むことが必要です。

### 低迷する観光

谷川岳が位置するみなかみ町は、谷川連峰をはじめ優れた自然環境を有し、各地に温泉地が存在し、夏期の登山やハイキング、冬期のスキーやスノーボードなどのアウトドアスポーツと温泉の組み合わせなどが地域の大きな魅力となっていますが、近年のみなかみ町における観光客数の推移は次表のとおり減少傾向にあります。

表．みなかみ町における入込数 (単位：万人)

	H7年度	H12年度	H17年度	H21年度
日帰り客数	234(100.0)	258(110.2)	262(120.0)	247(105.6)
宿泊客数	198(100.0)	144(72.7)	114(57.6)	114(57.6)
総入り込み客数	432(100.0)	402(93.1)	375(86.8)	360(83.3)

括弧内の数字は H7 年度を 100 とした場合の数値

データのある昭和 56(1981)年度以降のうち平成 7 年度から平成 21 年度の入込客数の変化を見ると、日帰り客数は増加した後減少に転じ、平成 21 年度では平成 7 年度当時とほぼ同レベルとなっています。一方、宿泊客数は減少し続け、ほぼ半減している状況です。利用形態別では、特にスキーやスノーボードに関する入込客数は、平成 7 年度の 120 万人から、平成 20 年度には 45 万人と半分以下となり減少が著しい状況です。

また月別利用客数では、平成 20 年度のデータでは、登山などに好適な 8 月(49 万人)や紅葉時期の 10 月(39 万人)、ウインタースポーツの 1 月(31 万人)と 2 月(31 万人)が多い月となっており、少ない月としては 12 月(20 万人)、4 月(23 万人)、6 月(24 万人)となっています。

利用形態としては、およそ 20 年前から利根川を活用したラフティングが始まり、キャニオニングやスノーシューなど様々なアウトドアスポーツが観光の目玉となっており、特に中高年旅行者には登山利用が多い状況です。

利用客数のうち、特に国内からの観光旅行者数は、このままでは人口の減少とも重なって、さらに減少が続くことが予想されます。しかしながらエコツーリズムの推進においては、観光旅行者数を伸ばすことに固執するのではなく、数は少なくとも、参加者に質の高いツアーを提供することで満足度と参加者一人当たりの消費金額を高めつつ、環境の保全と地域の活性化につなげることが望ましい方向と考えられます。特に専門のガイド（インタープリター）が案内するエコツアーは最適な手法の一つであると考えられます。

#### 滞在型・連泊型への誘導

上述の利用客の減少への対策の一つとして、先に述べたように観光旅行者数ではなく、観光旅行者の利用形態を変化させることが上げられます。その一つが滞在・連泊型の観光への誘導です。

2～4時間程度の日帰り観光が1泊になれば、宿泊前後の観光時間も合わせて24時間程度の滞在時間になります。1泊が2泊になればさらに24時間増えることとなります。このように滞在型・連泊型に誘導していくことは、観光旅行者数としての変化はありませんが、一人の観光客の谷川岳地域での滞在時間は大幅に増えることとなり、2～3時間程度の滞向日帰り観光旅行者を数人増やすよりも、観光消費額を向上させるという点では、はるかに効果的だと予想されます。

一方、例えば景色を見るだけの観光では、宿泊や連泊につながることは困難です。滞在・連泊型の観光に誘導していくためには、観光旅行者が滞在中に参加できる各種の活動や体験が必要となります。このような活動や体験の一つとして、各種のエコツアーが存在し、ガイドが案内することにより、参加者に谷川岳の自然と魅力をより楽しんでいただき、本地域の素晴らしさや重要性、さらに保全の意義も理解していただくことは、望ましい方向と考えられます。

この観点から見た場合に、現状では従来の観光資源のネットワーク化や、他業種との連携、さらにはエコツーリズムという視点からの資源の発掘やソフト（ツアープログラムなど）の開発や人材育成などにおいて課題が残っているといえます。

#### エコツーリズム推進地としての意識の醸成と取り組みの充実

エコツーリズムの大きな特徴は地域の自然観光資源などの保全につな



がるツアーであるという点です。保全のあり方においては各ツアーの実施方法などにも大きく影響しますが、今後さらに地域の自然観光資源を守っていくために、参加者、ツアー実施者などの事業者そして地域住民、行政やその他の関係者が、エコツーリズムの意義を理解し、その目指すべきビジョンに向け利用ルールやマナーの周知、徹底等の取組をそれぞれが進めることが重要です。

このためには、まずは地域住民、ツアー実施者や宿泊関連などの各種事業者、観光旅行者、ツアー参加者がエコツーリズムに対する理解を深める取組や、ツアー実施者がツアー時に活用できる施設の充実、また保全のための取組の推進などが課題としてあげられます。

#### 観光の国際化に対する対応

近年、本地域においては、中国や台湾といったアジア圏、さらにニュージーランドやカナダ、オーストラリアからのインバウンド観光（外国からの訪日観光）も増加しています。このような状況にあって、我が国の代表的な自然風景地である谷川岳の魅力は、海外からの利用者に対して、大きな魅力であると考えられます。またエコツーリズムや環境保全に対する価値観は日本人よりも欧米系の人々のほうが高い傾向がみられることから、多少高額であっても商品として選択される可能性も高いことが推測されます。

このようなインバウンド観光旅行者に対して、現状では対応するための施設や人材、ソフト面でのさらなる充実が求められる状況にあるといえます。

#### 自然環境の保全への対応

この区域の国有林には、林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るため、ブナ及びサワグルミの林木遺伝資源保存林が設定されており、その遺伝的多様性を損なわないよう、道路や歩道からの観察に止める必要があります。

また、この区域は上信越高原国立公園内であり、貴重な自然環境を損なわないよう適正な利用を進める必要があります。加えて、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すための区域として「緑の回廊」が設定されており、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう配慮する取組が必要となります。

### (3) 推進の基本的な方針

本地域（次頁「2）推進する地域」参照）では、地域住民へのエコツアーリズム推進の目的や事業に対する周知を通じて、活発な意見交換を行って、地域の魅力を洗い出すとともに、住民の理解と協力を得て、資源の磨き上げを行い、自然観光資源の保全、自然をはじめとする観光資源のレベルアップと観光及び地域の振興を目指します。

そのために次の3つの基本方針を定めます。

#### 守る

美しい山・川・森を守り、将来へ継承します。

#### 活かす

美しい自然の恵みを活かし、持続的に発展させます。

#### 交わる

美しい自然を通じて地域住民と訪れる人が交流できる環境を提供します。

守る：美しい山・川・森を守り、将来へ継承します。

エコツアーリズムを推進するに当たって最も重要なのは、この谷川岳の自然です。私たちは自らの世代だけがその恩恵にあずかるだけでなく、この恵みを子孫に引き継いでいくため、この美しい山・川・森を守り、将来へ継承します。

活かす：美しい自然の恵みを活かし、持続的に発展させます。

エコツアーリズムは、美しい自然を保全しつつ、その恵みを活かすことで成り立ちます。様々なエコツアーを通じて、私たちの美しい自然を守りながら、地域の観光や地域そのものを持続的に活性化していく取り組みを進めます。

交わる：美しい自然を通じて地域住民と訪れる人が交流できる環境を提供します。

エコツアーリズムは、美しい自然を通じて地域住民と国内外からの観光

客の方々とが交流を深める取組でもあります。私たちはこのような交流がより広く、深くなる環境を提供します。

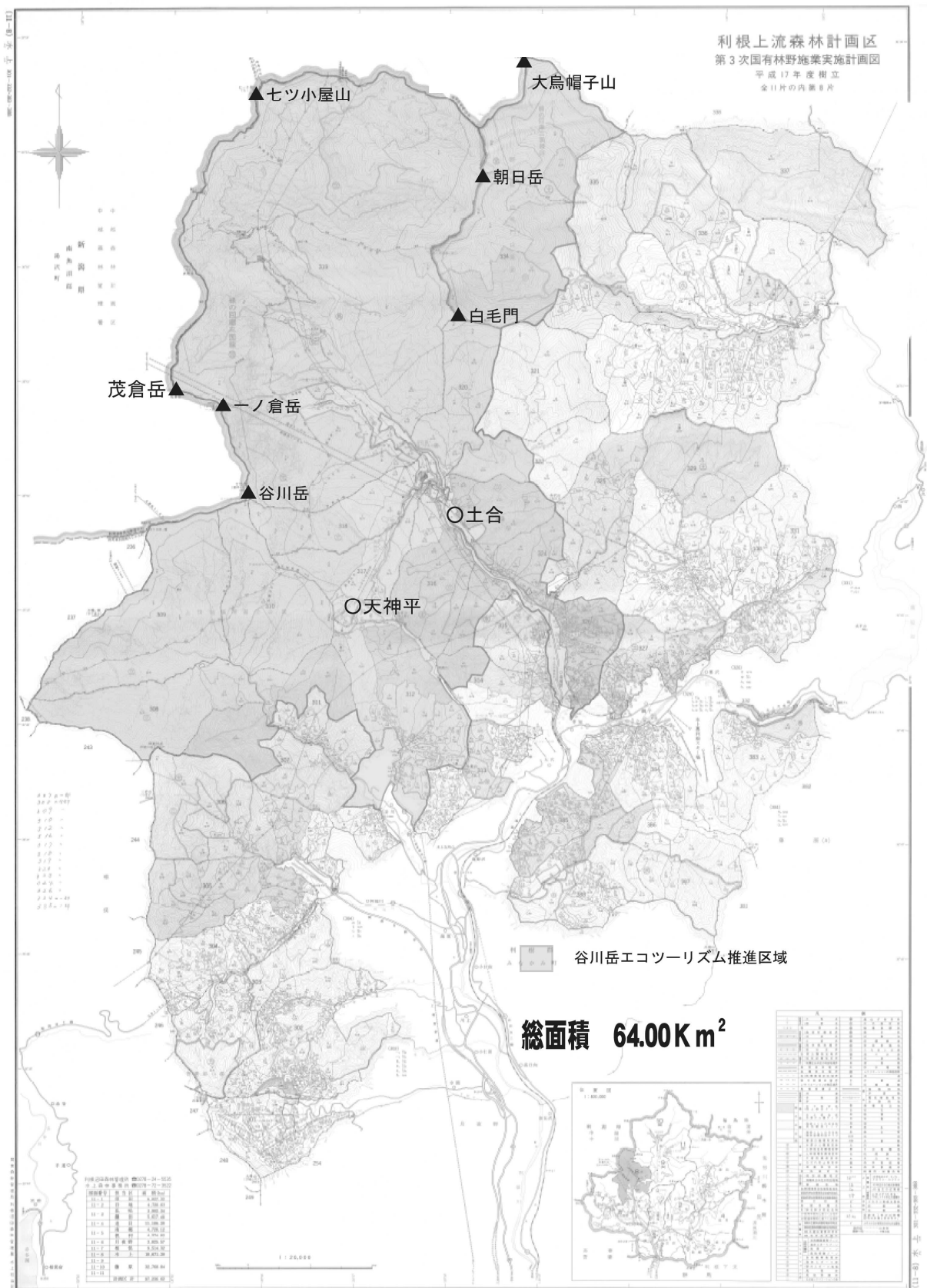
## 2) 推進する地域

### (1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

推進する地域は次頁のとおりです。谷川岳が位置するみなかみ町の中でも、豊かな自然が存在し上信越高原国立公園に指定されている地域を含め、谷川岳東面と群馬県の自然環境保全地域に指定されている朝日岳と白毛門の東面なども含みます。この地域は観光客や登山者などの利用が集中しており、環境負荷が非常に高い地域です。こうしたことから、エコツーリズムの基本理念である自然観光資源保全と生物多様性を保持しつつ、より効果的に地域を活用する方法を導入することによって、より魅力的な地域の発展・向上に寄与していきます。

なお、今回設定する区域はすべてみなかみ町内ですが、谷川岳の利用等に当たっては、西部地域の三国山や平標山周辺はもとより、隣接する新潟県の関係市町村等も密接な関わりがあり、連携していくことがより効果的と考えられますので、その連携方策について今後検討していきます。

# 谷川岳エコツアーリズム推進区域図



## 2. 対象となる自然観光資源等

### 1) 谷川岳エコツアーリズムの自然観光資源

本地域の最も大きな資源は、「谷川岳を中心とする地域ならではの自然」です。この地域性の高い自然観光資源を中心に、以下のとおり区分します。

区分	対象
動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	動物 植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 自然現象 自然環境 自然景観
自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	史跡 産業資源

各自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生生物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後も収集を進めていきます。ただし、希少種などに関する生息・生育場所等の情報については、攪乱や密猟・盗掘などの防止のため本構想では公開しません。なお、各自然観光資源について、その保全や継承に支障が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。

#### (1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの

区分	動物
細区分	哺乳類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	中・大型の哺乳類として、谷川岳東面のブナ林などにカモシカ、ツキノワグマ、キツネ、イタチ、ムササビ、ヤマネ、ニホンリス、ノウサギ、サルなどが生息しています。また小さな沢でカワネズミも観察されています。その他の小型哺乳類として湯檜曾川、芝倉沢沿いのブナ林などでホンシュウヒミズ、ヒメネズミ、アカ

	ネズミ、ヤチネズミ、スミスネズミが観察されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	今後ムササビなどの観察ツアーを実施する方向で検討中です。なお、これらの哺乳類を観察する場合などには、音や姿、光などによって、各個体の行動やその生息環境をみださないように注意する必要があります。

区分	動物
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	尾根上ではイワヒバリが最もよく観察されます。また、山頂付近では夏期にハリオアマツバメやアマツバメもよく観察される種です。豊かな森林をはじめ、多様な環境を背景に猛禽類ではイヌワシやクマタカなどが観察されています。他にピンズイ、メボソムシクイ、ホシガラス、ミソサザイ、センダイムシクイ、シジュウカラ、ヒガラ、コガラ、キビタキ、オオルリ、コゲラ、ブッポウソウ、コノハズクなども観察されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアー中には鳥類について解説するツアーもあります。なお、観察に当たっては、必要以上に近づきすぎない、鳥笛などで鳥達の行動を攪乱させないなどの配慮が必要です。

区分	動物
細区分	両生類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	森林の中には、春先には雪解け水の水たまりや湧水などもあり、カエルやサンショウウオの産卵場所になっています。種としては、湯檜曾川沿いのブナ林などでクロサンショウウオ、トウホクサンショウウオ、アズマヒキガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエルなどが生息しています。溪流部では、ハコネサンショウウオやカジカガエルも生息しています。
利用の概況及び	カエル類の卵やオタマジャクシ（幼生）などは観察の

利用に当たって 配慮すべき事項	しやすいものであり、ツアーでの活用も見込まれますが、湿地や小さな沢などでは、踏み込みにより生息環境を破壊してしまうおそれがあるので、適切な観察場所の選定が必要です。
--------------------	--

区分	動物
細区分	魚類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	湯檜曾川や谷川においてイワナやカジカ、ウグイが生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	特に夏場には、沢遊びも兼ねて魚類観察で活用されることが見込まれますが、特にカジカは清流の指標とも言われる魚であり、これらの生息状況に悪影響を与えない観察方法が必要とされます。

区分	動物
細区分	昆虫類（陸生昆虫類）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	高山蝶のベニヒカゲをはじめ、その他、キベリタテハ、エルタテハ、キアゲハ、クジャクチョウなどが生息しています。また、甲虫やトンボ類では、天神尾根などでマガタマハンミョウやコブヤハズカミキリなども生息しています。さらに、マチガ沢や一ノ倉沢などの雪渓では、セッケイカワゲラやオカモトクロカワゲラも生息しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	高山に生息する蝶は、花や食草などとの関係性の観点から、生き物のつながりを考えるうえでも、よい題材となると思われます。ただし、乱獲などに結びつかないように、紹介する種や情報については注意が必要です。

区分	動物
細区分	昆虫類（水生昆虫類）
主な自然観光資源及びそれを取	各溪流や沢にカゲロウやカワゲラ、トビケラなどが生息しています。これらの水生昆虫はその一生の中で、

り巻く特性	幼虫時代がとても長い点が特徴的です。また水系や沢の違いにより生息している種も様々です。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	非常に地味な生き物たちですが、しっかり観察することで、小さな環境の変化で生息する種が違うなど、生き物にとっての環境の大切さを知ることができます。ただし、観察には河川の石をひっくり返すなどの行為が必要であり、観察頻度など観察方法については十分な配慮が必要です。

区分	植生
細区分	谷川連峰の植生
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	麓のブナ林帯から頂上部の高山帯まで、豊かな森林や草原が広がっています。太平洋側に位置するものの、日本海側要素の植物が多く生育しているのが、この地域の特徴です。また、谷川岳の特徴として、中部山岳等と比較して、高山帯が標高の低いところから出現し亜高山帯が狭く圧縮されている（偽高山帯）のが特徴的であり風雪の影響と様々な植生がモザイク状に分布しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	豊かなブナ林や急峻な各地形に見られる植生、風雪に耐えて生きる植物の姿が観察できます。また、少しの登行で高山帯の植物を観察することができます。登山道から踏み出さないよう注意し、利用が集中する場合は分散化を目指し、その手法を検討します。

区分	植生
細区分	谷川連峰のブナ林
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳山麓に広がるブナ林には、多種の植物が生育しています。また、マチガ沢出合より上流には、樹齢300年を越すブナも存在します。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	山麓の国道や湯檜曾川に沿った新道を利用して、沢沿いのサワグルミやトチノキ、そしてブナ林がいかに豊かな生態系の上に成立しているかを観察できます。全体にいえることですが、既存の登山道等以外は利用せ



	ず、また、利用が集中しそうな場合は分散化を図りま す。
--	--------------------------------

区分	植生
細区分	高山帯（雪田草原）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	高山帯上部、谷川岳山頂近くやマチガ沢の源頭、朝日岳周辺の積雪が遅くまで残る平坦地や傾斜のゆるいところに存在し、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、タテヤマリンドウ、コイワカガミ、ショウジヨウバカマ、キンコウカ、ヌマガヤなどが見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキングの途中での解説などが可能ですが、特定な場所であり踏み込むと直ちに悪影響が出る為、登山道からの観察に限定します。紹介する種や情報については注意が必要です。

区分	植生
細区分	高山帯（風衝草原）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	主な稜線沿いの風当たりの強いところ（風衝地）に存在し、朝日岳やその周辺に発達しています。ガンコウランやコケモモ、ツガザクラなどが見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキングの途中での解説などが可能ですが、特定な場所であり踏み込むと直ちに悪影響が出る為、登山道からの観察に限定します。紹介する種や情報については注意が必要です。

区分	植生
細区分	高山帯（高山低木群落）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳山頂付近から一ノ倉岳、朝日岳周辺の風衝地に発達した群落です。コケモモ-ハイマツ群集で代表されますが、ハイマツがカーペット状になることはなく、ツツジ科の植物と混生しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキングの途中での解説などが可能ですが、登山道からの観察に限定することが必要です。生育環境が厳しい中でたくましく生きる低木群落を観

	察できます。紹介する種や情報については注意が必要です。
--	-----------------------------

区分	植生
細区分	谷川岳の雪渓地帯の植生
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	雪渓地帯に発達した植生で、雪崩が多い場所でもあるので、雪崩植生とも呼ばれます。弾力のある材質のヤマモミジ、タニウツギなどが多く見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	地形と積雪、植物との関係を見て取ることができます。登山道からの観察にとどめます。

区分	植生
細区分	湯檜曾川の河畔林
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	湯檜曾川の河畔林には、特産種で群馬県の天然記念物にも指定されているユビソヤナギが生育しており、大きな群落を形成しております。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	広い川原に数多く自生していて、湯檜曾川に沿った登山道の傍にも見られるので、根元に近寄らず樹冠や葉、河畔林の構成を観察します。

区分	植物
細区分	各種の高山植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	特に高山帯では、それぞれの環境に応じた多様な高山植物が生育していますが、ハクサンイチゲ、ユキワリソウ、タカネバラなど様々な高山植物も生育しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	いずれも踏み荒らしや環境の変化等に弱い植物が多いので、観察は注意しながら行うことが必要です。また、紹介する種や情報についても注意が必要です。

区分	地形・地質
細区分	大岩壁
主な自然観光資源	一ノ倉沢、マチガ沢、幽の沢、朝日岳南東面に見られ、

源及びそれを取り巻く特性	特に一ノ倉沢の標高差は 1,000m 程度あると言われており、その様相は圧巻で「日本三大岩壁」の一つとも言われています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	景観鑑賞や登山などのアウトドアアクティビティでの利用がなされていますが、非常に険しい地形であるため、群馬県が「谷川岳遭難防止条例」を制定し、登山届けの提出の義務づけなどを行っており、利用に当たっては十分な準備と注意が必要です。

区分	地形・地質
細区分	非対称地形
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳から一ノ倉岳にかけて、東側には急峻な岩壁が存在しますが、西側はゆるやかになっており、非常に対照的な地形の変化がみられます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	谷川岳の頂上などから目視できるので説明が可能であり、気象や山の生いたちなども交え説明します。

区分	地形・地質
細区分	雪食凹地と残雪
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳付近、一ノ倉岳と茂倉岳から武能岳をへて蓬峠あたりまでと朝日岳周辺に見られ、遅くまで残雪が見られる雪による浸食地形です。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山道以外には踏み込まないようにします。特に融雪期には注意が必要です。植物の雪田群落との関連を含め、成因などを説明します。

区分	地形・地質
細区分	氷河地形
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	マチガ沢、一ノ倉沢、幽ノ沢に見られます。氷河浸食によって地表がU字状に削り取られて生じた浸食谷（U字谷）や、モレーン（氷河が谷を削りながら時間をかけて流れる時、削り取られた岩石・岩屑や土砂などが土手のように堆積した地形）が観察されます。

利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	マチガ沢や一ノ倉沢の出合（国道）上から眺められます。一ノ倉沢出合（国道）には説明板が設置してあります。
-----------------------	---

区分	地形・地質
細区分	湿原（泥炭地）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳頂上や朝日岳北側で見られます。残雪や融雪水によってやや平坦な所や緩傾斜地につくられています。湿原特有の小さな池も朝日岳や蓬峠、清水峠周辺などに見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	踏み込むことによって裸地化が急速に進むため、登山道からはみ出さないことが必要です。また、泥炭層の成因や人的影響を受け易いことなどを説明し、湿原の保全に関して理解を広めます。

区分	地形・地質
細区分	地質
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳周辺の岩石は大きく新第三紀層、古期岩類と、これらを押し上げる貫入岩（深成岩）からなっており、古期岩類として、蛇紋岩や花崗岩、輝緑岩、結晶片岩が、新第三紀層としては、堆積岩類が、貫入岩類としては、石英閃緑岩や流紋岩など、多種多様な岩類が山体を構成しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	山麓の名だたる岩壁群巡りや、頂上までの登山道沿いから観察できます。

区分	自然現象
細区分	降雪と積雪
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳で約3m、谷部では10mを超える積雪となっておりと言われており、植生などにも大きな影響を与えています。また時には雪崩などの災害にもつながることがあります。
利用の概況及び	山麓部ではスキー場も整備され、多くのスキーヤーが

利用に当たって 配慮すべき事項	訪れていますが、近年はその減少が著しい状況です。一方で、スノーシューなどを使って森林を散策するツアーなどの利用もされています。利用に当たっては雪崩等への十分な注意や静寂な環境の保持などに対する注意が必要です。
--------------------	--

区分	自然環境
細区分	山岳環境
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳周辺地域は、急峻な地形へ挑戦する本格的な登山だけでなく、麓でのトレッキングやロープウェイを活用した初心者向けの登山コースなど様々なレベルのコースが存在しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ファミリーから本格登山家まで様々な人々による、ウォーキング、登山、フリークライミングなど様々な利用されていますが、急峻な地形も多いことから、群馬県では条例に基づき危険地区の指定や登山届の提出等を義務づけしており、十分な装備が必要です。また、頂上付近の尾根部などでは多数の登山者による登山道の荒廃も問題になっています。

区分	自然環境
細区分	河川環境
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳周辺地域の溪流群は変化に富んでおり、様々なアウトドアアクティビティに利用されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	水難事故の発生も考えられることから利用に当たっては、安全性の確保が必要であるとともに、環境負荷への配慮等が必要です。

区分	自然景観
細区分	眺望景観
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	谷川岳頂上、肩の小屋などの稜線上や一ノ倉沢下流からの大岩壁の様子などが素晴らしい景観となっています。

利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	稜線ルートや湯桧曾川沿いのトレッキングコースを利用する多くの登山客などに楽しんでいただいているとともに、我が国の代表的な自然景観（国立公園）の一つとして紹介していくことが期待されます。
-----------------------	--

区分	自然景観
細区分	季節景観
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	春の新緑や、秋の紅葉などの季節ならではの素晴らしい景観が見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	四季折々の特徴的な景観が楽しめますが、特に新緑や紅葉は多くの方に楽しまれています。ただし、夏から秋にはマイカー規制があり、公共交通機関の利用の推進が必要です。また、山菜や紅葉した葉、小石、動物などの採取については、法律で禁止されている地域もあり、資源保護の観点から原則採取しないというルール・マナーを普及啓発していくことが必要です。

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

区分	史跡
細区分	富士浅間神社奥の院
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	オキの耳北側にある富士浅間神社奥の院は、康暦（北朝）2（1380）年後円融天皇御宇の創建とも伝わり、後述するように懸仏（かけぼとけ）が8面ありました。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山者や関係者による参拝がされており、登山やトレッキングツアーの際の立ち寄りもされています。

区分	史跡
細区分	懸仏（かけぼとけ）
主な自然観光資源及びそれを取	かつて、富士浅間神社奥の院に8面が残されていた懸仏（かけぼとけ）は現在2面が残されており、みなか

り巻く特性	み町の重要文化財としてみなかみ町山岳資料館に保管されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	みなかみ町山岳資料館にて見学することが可能です。鋳銅製の2面で、中央部分に仏像がはめ込まれてあります。永禄8(1565)年6月1日などの陰刻があります。

区分	産業資源
細区分	湯檜曽口留番所
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	清水峠道は直越(すぐごえ)と呼ばれ、上州と越後を結ぶ道路として利用されてきましたが、三国峠が整備された際に幕府が番所を設置し、清水峠越えの通行を禁じました。番所跡は残っておらず、正確な位置は不明ですが、番所設置後は明治に至るまでの200年以上利用されていませんでした。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	古くからの峠道があったことの解説などが行われています。

区分	産業資源
細区分	大清水トンネル(上越新幹線)
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	上越新幹線のトンネルとして昭和46(1971)年に着工し昭和57(1982)年に開業しました。開業当時の長さ22,221mは世界最長でした。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	湧水に悩まされる工事でしたが、新幹線の開通により関東と日本海側の産業発展に多大に寄与しただけでなく、その湧水が現在はみなかみ町の水道用水や、ミネラルウォーターとして人々の生活を潤しています。

区分	産業資源
細区分	清水トンネル(JR上越線)
主な自然観光資源及びそれを取	昭和6(1931)年開通。群馬、新潟の両側にループ線が設置されたトンネルの開通により上野~新潟の間

り巻く特性	が 98km 短縮され、時間も大幅に短縮されました。また川端康成の「雪国」で登場する「国境の長いトンネル」が本トンネルとされています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	水上側入口（土合駅下りホーム）が見学できます。9年の歳月をかけた難工事のお陰で運輸交通系統の大変革をもたらし、関東と日本海側の産業発展に多大に寄与したことなどの解説が可能です。

区分	産業資源
細区分	清水国道の石垣（明治 18（1885）年開通）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	明治 7（1874）年に古道の改良により新道が開設されましたが、登山道程度のものだったと推測されています。その後改修工事が行われ、明治 18（1885）年に馬車も通行可能な幅広の道路として整備が完了しました。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	完成後わずか 2 年足らずで廃道になってしまうほど、厳しい立地条件の中で、当時の石垣が約 130 年経過しても面影を残していることなどを解説、見学できます。

区分	産業資源
細区分	土合駅（歴史的エピソード）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	日本一のモグラ駅です。JR 上越線土合駅の下り線ホームは地下にあり 486 段の階段を登って地上に出られる珍しい駅です。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	わざわざモグラ駅の階段を体験したい旅行者もあり、親しまれています。

## 2) その他の観光資源の名称と所在地など

本地域及び、本地域の利用に関連して利用される周辺地域の観光名所、史跡などは以下のとおりです。

名称・所在地	特性や利用の概況など
--------	------------



水上モリアオガエル繁殖地 (県指定天然記念物)	昭和 24 (1949) 年以来、人工池での生息が確認されています。モリアオガエルが居住空間に産卵することはまれです。
湯原神社のムレスギ (町指定天然記念物)	推定樹齢 80 年。1.9m の高さより支幹が分岐し、上方に向かい盛んに小枝がむらがり立ちます。樹幹は丸い形をしています。
富士浅間神社のムレスギ (町指定天然記念物)	推定樹齢 150 年。2.5m よりいくつもの支幹に分かれはじめ、上方にむかい盛んに分岐し、むらがって斜上しています。
八幡様のムレスギ (町指定天然記念物)	推定樹齢 150 年。1.7m 高からむらがりはじめ斜上しています。樹姿は整っていて、樹勢も良好です。別名「箒(ほうき)スギ」
水上石器時代住居跡 (国指定史跡)	縄文時代後期。竪穴式敷石住居 2 基。昭和 10 ~ 12 (1935 ~ 1937) 年に発見されました。周囲には集落があり、覆屋が設置されています。
旧戸部家住宅 (国指定重要文化財)	全国的にも例の少ない江戸初期の農家建築による旧戸部家は、国の重要文化財に指定されています。当時の人々の暮らしぶりを垣間見ることができます。水上歴史民俗資料館敷地内に移築されています。
綱子の宝篋印塔 (県指定重要文化財)	永和 (北朝) 2 (1376) 年。相輪上部と芝付欠損。塔伸身に四方仏、胎蔵四仏を表す梵字があります。
北貝戸の宝篋印塔 (町指定重要文化財)	寛保 3 (1743) 年。北貝戸講中により立てられた供養塔で、陀羅尼経、一切如来心秘密全身舍利と刻まれています
菅原神社の本殿 (町指定重要文化財)	享保元 (1716) 年。江戸中期、彫刻や組物の絵様を多く取り入れた装飾的な作風です。大工棟梁は小日向の住人でした。
富士浅間神社の中宮 (町指定重要文化財)	康暦 (北朝) 2 (1380) 年。後円融天皇御宇の創建。現在の社殿は江戸前期に沼田城主真田氏により造営されたものです。
大穴の石幢六地藏尊 (町指定重要文化財)	延享 4 (1747) 年。六道において衆生の苦患を救うと言われている 6 種類の地藏が祀られてい

	ます。
谷川岳登山指導センター	群馬県谷川岳登山指導センターは、昭42年の群馬県谷川岳遭難防止条例の施行とともに、谷川岳の麓に設置され、谷川岳を訪れる登山者への安全登山の指導と事故防止の活動を実施しています。
水上温泉	利根の清流を眼下に望む水上温泉は水上温泉郷の中心。みやげもの店やホテル旅館が建ち並ぶ群馬を代表する温泉地です。 泉質：硫酸塩泉・単純泉 効能：神経痛、リュウマチ、胃腸
道の駅水紀行館	利根川水系の渓流水槽や、淡水で日本初のトンネル水槽がある淡水魚水族館で、世界初のフルCGによる解説もあり、家族で楽しめるスポットです。車椅子・ベビーカーでも、館内の見学、レストラン、お手洗いなどの施設の利用ができ、諏訪峡遊歩道の散策にも便利です。
水上歴史民俗資料館	本地域にまつわる祭事の道具や、農具、民具、古文書など2000点余りが収蔵、展示されています。群馬県北部の考古学、民俗学歴史などに関する貴重な品も展示されていて、水上温泉周辺の歴史を知るうえで興味深い資料館です。また、敷地内には旧戸部家住宅も移築されています。
湯檜曾公園	湯檜曾川・赤沢に隣接する公園で、谷川連峰も望むことができる景観は非常に美しく、テニスコート・広い芝地・園路・ゲートボール場などの施設があります。
みなかみ町ふれあい交流館	観光客と地元住民のふれあいの促進を目的とした温泉を有する公共施設です。温泉街の散策ついでに立ち寄れるお散歩休憩所としての機能も持ちあわせます。無料の足湯も利用できます。
利根沼田広域観光センター	本地域を含む利根沼田地域の観光情報の入手や特産品・土産物の購入ができます。
藤原の獅(師)子舞	建久2(1191)年。源頼朝の家臣によって伝えら

<p>(町指定重要無形民俗文化財)</p>	<p>れたと言われてしています。毎年8月17日、諏訪神社の祭礼で獅子舞を奉納します。</p>
<p>旧雲越家の生活用具及び民家 (国指定重要有形民俗文化財)</p>	<p>明治20(1887)年に建てられた茅葺の農家で、明治から昭和の生活用具が全て残されており、生活の様相がわかります。</p>
<p>大峰神社の本殿 (町指定重要文化財)</p>	<p>大宝元(701)年建立と伝えられており、正平(南朝)5(1350)年、寛永14(1637)年、寛政7(1795)年に再建されました。現在の社殿は一般民衆により造営されたものです。</p>

### 3 . エコツアーリズム実施の予定

#### 1 ) ルール

エコツアーリズムを推進していくためには、参加者の方の安全確保、自然観光資源や地域住民の生活環境の保全がなされなければなりません。そのため、本地域においては、エコツアーリズムのルールを定め、谷川岳エコツアーリズム推進協議会（以下、協議会）、ガイドを含むエコツアー実施事業者（以下、ツアー実施者）、エコツアーに参加する観光旅行者（以下、参加者）などの関係者がこのルール及び関係法令等（52ページ～56ページ）を守るように努め、また守っていただくような取り組みを進めます。

#### (1) ルールによって保護する対象

ルールを定める対象として、以下の6つを設定します。

- 参加者の安全
- 自然環境（自然観光資源）
- 史跡、伝統文化など
- 地域住民の生活環境
- 環境全般
- ツアーの質

#### (2) ルールの内容及び設定理由

各ルールとその設定理由は以下のとおりです。

##### 参加者の安全

ツアー実施者は、参加者募集時及び申し込み時に、安全対策について必ず明示・説明し、参加者はこれを守りましょう。
--

##### 【設定理由】

登山時の服装や靴などの装備の良否は、ツアーの楽しみや快適性、ひいては参加者の満足度に大きく影響するだけでなく、場合によっては生命に関わる事故にもつながることもあります。参加者の安全を確保し、満足度を高めるためにも、実施者は服装やツアーの難易度などの安全対策について、事前にホームページやチラシによる明示や電話申し込み時の説明を必ず実施する必要があります。

ツアー実施者は、ツアー実施時の気象条件を的確に把握し、参加者の安全確保を第一とした上で、ツアーの実施の可否や参加者に注意喚起すべき点を検討します。

【設定理由】

ツアー実施者は、河川の急激な増水、落雷および土石流の発生等、自然災害から参加者を守る責任があるため設定します。

協議会は、ツアー実施者を対象として、救命救急講習や保険制度に関する周知や説明会などを必要に応じて実施します

【設定理由】

適切な救命救急の方法や保険制度は、日々進歩または変更されていきます。これを各ツアー実施者が常に最新の情報を把握していくのは、労力もかかり困難です。結果的に事故が発生した場合に、最適な救命救急が行えなかったり、保障内容が不十分になるようなことがないよう、このような情報については、協議会が常に最新の情報を把握し、ツアー実施者に周知、または必要であれば講習や説明会を開催することが、適切かつ効率的であるので設定します。

ツアー実施者は必ず保険（傷害保険及び賠償責任保険）に加入し、参加者へ事前に保障内容を説明しましょう。

【設定理由】

ツアー実施者及び参加者が細心の注意を払っていても、事故が発生してしまう場合もあります。そのような時にまず参加者の方への手当や安全確保、心遣いが最も大切ですが、その後の治療費や入院費などの金銭面においても最大限の対応ができるよう、ツアー実施者は保険には必ず入る必要があります。

また、保険には、参加者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり死亡したなどの場合に適用される「傷害保険」とツアー実施者の管理不備などの過失があった場合に適用される「賠償責任保険」がありますので、実施者は両方の保険に加入することが必要です（\*）。また、参加者の安心感を高めるためにも事前に説明することが必要です。

（\*）例えば、ツアー実施者が、参加者に対して明らかに危険な行為をさせたために、参加者が怪我をした場合などは、傷害保険は適用されません。

協議会は、緊急時の連絡先、休日の担当医などの情報を整理し、ツアー実施者や関係団体に周知します。

【設定理由】

ツアー実施者は、病院や警察などの緊急時の連絡先を常に把握しておく必要がある一方で、各ツアー実施者が個別に自ら調べるよりも、協議会が最新の情報を把握し、周知するほうがより正確で効率的な情報共有・提供ができるため設定します。

ツアー実施者は、協議会から提供される情報も踏まえて、緊急時の連絡体制を確立した上で、ツアーを実施します。

【設定理由】

万が一の事故などの場合に迅速な対応を可能にするため設定します。

ツアー実施者は参加者に対する注意喚起も必ず行いましょう。

【設定理由】

参加者の安全確保のため、事前の注意事項の説明や危険箇所や危険な状況での注意喚起は必ず行う必要があるため設定します。

参加者は指示された事項を必ず守りましょう。

【設定理由】

参加者が、現地に詳しいツアー実施者などから指示された事項を守ることで、自らの安全もより確実に確保できるため設定します。

ツアー実施者は救急救命用品や飲料水等を必ず準備しましょう。

【設定理由】

万が一の怪我だけでなく、虫さされなどの場合にも対応できるようツアーに応じた救急救命用品や飲料水等を準備することで、参加者の安全や快適性が確保できます。

ツアー実施者は必ず下見により危険性を把握しておきましょう

【設定理由】

自然の状況は刻々と変化するため、事前に下見をすることで予期しなかった変化などを把握でき、ツアーの安全性を高めることができます。例え、ツアー実施者がどんなに現地に詳しくても下見は必要です。

ツアー実施者は、自身の健康状態に常に注意し、感染性の病気などになった場合には、参加者のためにもツアーには出てはいけません。またツアーにおいて飲食物を提供する場合は、必ず関係法令や HACCP(＊)などの衛生管理手法に基づいた適切な提供をするよう十分注意しましょう。

**【設定理由】**

万一、ノロウイルスなどに感染したガイドがツアーを行った場合、参加者に感染が及ぶことは十分考えられます。また、ガイドが提供した飲食物によって参加者が食中毒を起こすようなことも、参加者のためであってはならないことですので設定します。

なお、万一ノロウイルスの感染や食中毒などが発生すれば、場合によっては参加者が宿泊した施設や出入りした施設への影響が発生し、地域の観光全体に悪影響を及ぼしかねませんので、各ツアー実施者は細心の注意を払わなければなりません。

(＊)HACCP( Hazard Analysis and Critical Control Point-ハサップまたはハセップ)は食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法です。

協議会は、実施するツアーの種類ごとに共通の安全基準等のルールを定めることに努めます。

**【設定理由】**

本地域内でのツアーの安全性をより高めるために設定します。

**自然環境(自然観光資源)の保全に関するルール**

動植物の観察では、本来の生態や環境に可能な限り影響を与えないようにしましょう(観察方法を配慮する、餌付けをしないなど)。影響があるかどうか分からない場合は、直接又は協議会を通じて専門家に助言を求めましょう。専門家は適切に対応するよう努めましょう。

**【設定理由】**

例えば夜行性の動物にまぶしい光をあてて観察するなどの行為は、動物の自然な行動を阻害する場合があります。自然観光資源を保全し、本来の野生の姿を残していくため設定します。

ただし、どの程度までなら悪影響にならないかの判断は難しい場合も

少なくありません。その場合は、専門家に直接、または協議会を通じて相談し、相談を受けた専門家は目安やアドバイスを提供することで、より自然観光資源の保全につながるためルールとして設定します。

ツアー実施者は野生動植物やその生息・生育環境に悪影響がでないよう、参加人数を設定しましょう。

【設定理由】

例えば、参加人数があまりにも多くて登山道から外れないと解説が聞こえない、ということになれば、自然環境に悪影響を与えるツアーとなり、参加者の満足も得られませんので設定します。

ツアー実施者は、動植物や鉱物の捕獲、採取は法令等で禁止されていることがあることから、観察のための一時的なものでもこれらの行為は行わず、参加者へも説明し理解を求めましょう。

【設定理由】

ツアーの中では、観察のためとはいえ、動植物を捕獲、採取することは関係法令等で禁止されている場合があり、資源として持続的に利用していくためにもツアーとして実施する場合には、紹介するために対象物を手で指し示す程度にとどめる必要があるため設定します。

協議会、ツアー実施者及び有識者は希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報は公開や紹介をしない。また、ツアーの実施に際しては、希少種に対し特段の配慮をしましょう。

【設定理由】

本地域の豊かな自然の中には希少な動植物も生息・生育しています。これらの生息場所等の情報がみだりに公開されれば、密猟や盗掘につながり、資源が脅かされるため設定します。

ツアー実施者や参加者は本地域にとって外来種となる動植物の持ち込みが禁止されているものもあることを参加者に説明し、本来生息・生育していない生物を他地域から持ち込まないことを実施前に確認しましょう。

【設定理由】

本地域の貴重な在来生態系を保全するため設定します。



ツアー実施者は、自然環境の異変やその兆候に気づいた場合には、速やかに協議会に報告しましょう。報告を受けた協議会は、有識者等と対策について検討します。

#### 【設定理由】

後述のモニタリングとも関係しますが、本地域の自然環境に異変が生じている場合は、できるかぎり早い時点で対策をはじめることが、少ない労力で資源を保全することができますので設定します。

#### 史跡・伝統文化に関するルール

ツアー実施者は、参加者に対して史跡や建物などに傷をつけたり、落書きしたりしないよう事前に注意しましょう。参加者はこれを守りましょう。

#### 【設定理由】

史跡等の資源を守るため設定します。

#### 地域住民の生活環境

ツアー実施者は、地域住民の住居周辺や生活の場をツアーで利用する場合は、事前に地域住民に説明しましょう。またツアー実施者や参加者は無断で私有地などに立ち入らないようにしましょう。

#### 【設定理由】

地域住民の方々の理解を得るとともに、各種のトラブルを未然に防止するため設定します。

#### 環境全般

ツアー実施者はツアー中に発生するゴミは全て持ち帰るとともに、持ち帰ったゴミはツアー実施者または参加者において適切に処分しましょう。参加者が自分で持ち込んだゴミは自分で持ち帰るようにしましょう。

#### 【設定理由】

エコツアーでは、自然観光資源の保全だけでなく、環境全般に対する負荷も少なくすることが理想的です。ゴミにはリサイクルできる物もありますが、焼却や埋立て等をしなければならないものもあります。

ゴミの発生を抑え、さらに自分たちで出したゴミは自分たちで処分する意識を高めるため設定します。

ツアー実施者は、ツアー中に発見したゴミ類は、可能な限り持ち帰りましょう。また、し尿等で環境を汚染しないよう参加者への説明や事前にすませるよう案内するなどの配慮をしましょう。

【設定理由】

私たちの大切な地域を美しく保つため設定します。

ツアー実施者や参加者は、森林や河原などでのたき火はしないようにしましょう。

【設定理由】

火災などの災害の防止及び環境保全のため設定します。

協議会及びツアー実施者は、参加者になるべく公共交通機関を利用するよう勧めるとともに、公共交通機関を利用する参加者の利便性を考えたスケジュールにするなど配慮しましょう。また、参加者は積極的に公共交通機関を利用しましょう。

【設定理由】

公共交通機関はマイカーに比べて、一人当たりの二酸化炭素の排出量を少なくできます。また、本地域では夏期や秋期にマイカー規制も行われている状況です。交通渋滞のない快適な利用環境を目指すためにも設定します。

協議会は山岳環境や河川環境に影響を与える事項を整理し、ツアー実施者・参加者に周知します。

【設定理由】

山岳や河川などの環境は人の行為で簡単に悪化する場合も少なくありません。協議会はこのような慎むべき行為を整理したうえで、本地域に関するより詳細なルールを設定し、関係者に周知することで、統一的な取り組みが行えますので設定します。

## ツアーの質

ツアー実施者は、エコツアーリズムの基本的な考え方や本構想の内容を理解しておきましょう。協議会は、内容に関する説明会や構想の周知に利用できる資料の作成などを実施します。

**【設定理由】**

地域全体で取り組みを進め、資源の保全、地域の振興に結びつけるため、各実施者が理解しておくべき内容であるため、設定します。

協議会、ツアー実施者及び関係団体では、必要に応じてツアーの内容による適正なツアーの参加人数の検討を進めます。

**【設定理由】**

適正な参加人数を検討することで、自然観光資源を保全し、参加者の高い満足が得られる無理のないツアーにつながるため設定します。

ツアー実施者は、ツアーの開始時刻や終了時刻を守りましょう。

**【設定理由】**

多くの参加者は様々な予定がある中で、エコツアーに参加します。エコツアーに参加したことで参加者の予定が狂わないよう注意する必要があるため設定します。

ツアー実施者は、ツアーの開始時にスケジュールや概要、各種の注意事項について説明し、終了時には、まとめの挨拶も行いましょう。

**【設定理由】**

参加者に安心して楽しんでいただくために設定します。

ツアー実施者は参加者の感想の把握に努め、より質の高いツアーになるよう努めましょう。

**【設定理由】**

参加者の感想を聞くことで、ツアーの改良点や魅力となっている点も、より明らかになり、より質の高いツアーへと改善することができるため設定します。

ツアー実施者は、接客業であることを充分意識し、基本的な接客マナーを習得し、ホスピタリティー（おもてなしの心）をもって、参加者に接しましょう。

**【設定理由】**

参加者は、外部から本地域を訪れた「お客様」です。参加者の満足度やリピート意向にツアーの内容だけでなく、出迎えた側のガイドの態度

や接し方なども大きく影響しますので設定します。

協議会はおもてなしに関する講習会などを必要に応じて実施します。

#### 【設定理由】

ツアー実施者が自身でおもてなしの講義を受けられる機会は多くはなく、また事業者の負担になれば、おもてなしの質も下がる可能性がありますので設定します。

#### (3) ルールを適用する区域

本地域全域とします。

#### (4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

各ツアー実施者が行うエコツアーがルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

##### チェックリストの作成

各ツアー実施者が自分でチェックできるよう、協議会がチェックリストを作成し、ホームページ等での公開や配布を行います。

##### 参加者への説明

参加者が事前に本地域のルールを知ることができるようツアー実施者が募集する際にエコツアーや注意事項の情報をHP（協議会HPへのリンクなど）などで提供します。また、ツアー開始時にはツアー実施者から参加者に対して注意事項とその理由も説明することで、参加者の理解を深め、より協力が得られるようにします。

##### 定期的なチェックの実施

ツアー実施者は、定期的に自らが行うエコツアーがルールを守っているかチェックし、必要ならばツアーの内容を改善します。

##### 協議会によるアドバイス

ツアー実施者が、エコツアーのルールに適合するかどうか判断しかねる場合には、協議会が相談を受け付け、適切なアドバイスを行います。

ルールの定期的な見直し

協議会が行う本構想の見直しにあわせてルールも見直します。なお、特に緊急の必要性がある場合には、ルールのみを見直しも行います。

また、本ルールでは不十分と判断される場合は、問題点を抽出し、特定自然観光資源の指定や法令等による対応も検討します。

## 2) 案内（ガイドンス）及びプログラム

### (1) 本地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

本地域では、前述（7ページ参照）したように次の3つの基本方針にのっとったエコツアーを実施します。

**守る:**美しい山・川・森を守り、将来へ継承します。

エコツーリズムを推進するに当たって最も重要なのは、この谷川岳の自然です。私たちは自らの世代だけがその恩恵にあずかるだけでなく、この恵みを子孫に引き継いでいくため、この美しい山・川・森を守り、将来へ継承します。

**活かす:**美しい自然の恵みを活かし、持続的に発展させます。

エコツーリズムは、美しい自然を保全しつつ、その恵みを活かすことで成り立ちます。様々なエコツアーを通じて、私たちの美しい自然を守りながら、地域の観光や地域そのものを持続的に活性化していく取り組みを進めます。

**交わる:**美しい自然を通じて地域住民と訪れる人が交流できる環境を提供します。

エコツーリズムは、美しい自然を通じて地域住民と国内外からの観光客の方々とが交流を深める取り組みでもあります。私たちはこのような交流がより広く、深くなる環境を提供します。

上記のうち、特に に記載されている「活かす」が各プログラムの主な内容となります。なお、エコツアーの利用区域は、登山道および推進地域の各施設とします。

## (2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容

一般的に案内（ガイドンス）の方法には、ガイドが直接参加者を案内する方法のほかに、解説板やパンフレットによるセルフガイドなどの手法があります。本地域で実施する案内（ガイドンス）については、人と人とのふれあいを大切にし、さらに効果的に地域の魅力を伝えるためにも、専門のガイドが直接解説や体験の指導する方法を主とします。主なプログラムとしては以下のような目的をもつものが考えられます。

### 山岳地形の魅力を活用したエコツアー

- ・ 山岳を巡る
- ・ トレッキング
- ・ 地形・地質を学ぶ
- ・ フリークライミング、等

### 湯檜曾川を利用したエコツアー

- ・ 沢そのものの体感（キャニオニング等）
- ・ 魚や両生類、水生昆虫の観察・解説、等

### 動植物の魅力を活用したエコツアー

- ・ 高山植生や本地域の特異な環境に生育する植物・花の観察
- ・ ユビソヤナギの観察
- ・ 本地域に生息する野生動物の観察（ムササビなど）
- ・ カモシカなどの生態の体感、学習
- ・ 魚や両生類、水生昆虫の観察・解説（再掲）、等

### 地域の歴史を活用したエコツアー

- ・ 山岳信仰を学ぶ
- ・ 清水峠道の歴史を学ぶ、等

## (3) 実施される場所

本地域全般とします。

## (4) プログラムの実施主体

本地域のエコツーリズムでは、前述したように地域の自然を中心に、専門のガイドが案内、解説や体験の指導をすることを基本とします。そのため、実施主体はそのようなガイド個人やガイドを擁する組織が主となりますが、内容によっては、NPOなどの組織や地域住民の方々の協力も得て実施していくこととします。

### 3) モニタリング及び評価

#### (1) モニタリングの対象と方法

モニタリングでは、継続的に自然観光資源や周囲の環境、生物多様性の確保等の観点により、その変化やその兆候を発見する体制が必要ですが、常に観察していることで気づくことができるものがある一方で、専門家による調査を行わなければ、その変化が把握できないものもあります。

そこで、本地域では日々行う簡易なモニタリングと数年に一度程度行う本格的な定期モニタリングの2つのモニタリングの仕組みを同時に運用することで、それぞれの長所をうまく活用し、変化の早期発見に努めます。

#### 簡易モニタリング

ツアー実施者やガイドが日々のツアーを行うことで気づいた変化を協議会に報告するものです。対象は特に定めませんが、エコツアーで活用頻度の高い動物や植物の生息・生育状況、さらにそれらの生息地や生育地などが主な対象となります。例として、大・中型哺乳類のカモシカ、キツネなどを目撃した場合、目撃した場所と日時を記録し、目撃件数を集計するなどがあげられます。

ささいな変化でも、ツアー実施者が気づいた点を速やかに報告することで、変化の早期発見が期待されます。

#### 定期モニタリング

日々の観察だけでは、徐々に進行する変化などは見落としてしまう場合も考えられます。そこで、対象によって1年から数年に一度本格的なモニタリングを実施することも重要です。

本地域には、様々な環境とそれに適応した様々な動植物が生息・生育し、モニタリングの対象となるべきものも多数存在しますが、大きな分類として、「植物」、「動物」、「地形・地質」、「水質」、「気象」の5つの分野をモニタリングの対象とします。さらに、それぞれを環境や分類によってさらに区分した、以下12分野について協議会においてモニタリングを実施します。なお、モニタリングは継続的に行うことが最も重要です。そのためには「低予算」であり「簡便」かつ「持続的」な方法が必要となりますが、協議会では「モニタリング調査委員会(仮)」を設置し、現

地調査などを行い、適切な手法や仕組みを検討した時点で、本構想に記載された手法も見直す予定です。また、モニタリング実施者は、必要に応じて実施前に関係行政機関等と実施方法について、協議や諸手続を行います。

表．モニタリングの対象

区分	細区分
植物	登山道
	草原
	森林
動物	哺乳類
	鳥類
	両生類
	昆虫類（陸生）
	昆虫類（水生）
	魚類
地形・地質	
水質	流水と雨水
気象	気温、降水量、降雪量
登山道	

植物（登山道）

場 所	谷川岳山頂付近 天神平
調査頻度	2年に1回
方 法	各地点ごとに、登山道に直交させ、3つの長方形区（帯状区）を設置する。草丈にもよるが幅1m、長さ5～7m程度。これをさらに50×50cm <sup>2</sup> に分割し、種、種ごとの植被率、全体の植被率、草丈などを記録する。裸地や種ごとの植被の部分は地図上に記録する。

植物（草原）

場 所	雪田植生（ショウジョウバカマなど）
-----	-------------------



	風衝草原
調査頻度	2年に1回
方 法	1つの植生毎に2～3箇所の2×2m <sup>2</sup> 方形区を設置し、さらに50×50cm <sup>2</sup> の方形区に分割した上で、方形区内に出現する種とその株数、植被率、草丈などを記録する。また優占種などの植被部分は地図上に記録する。

#### 植物（森林）

場 所	一ノ倉沢出合付近
調査頻度	7年に1回
方 法	40×40m <sup>2</sup> の方形区を設置。方形区内の胸高直径2cm以上の立木に番号を付け地図上に記録する。胸高直径、樹高、樹冠の広がり、最下葉層高、根元直径を測定し記録する。更に、樹種ごとの密度、最高樹高、胸高断面積合計などを算出する。

#### 動物（哺乳類）

場 所	天神尾根 湯檜曾川周辺
調査頻度	5年に1回
方 法	ネズミ捕り器（生け捕り）、巣箱（樹洞性動物調査）、センサーカメラ等を利用し、夜間調査を含め実施する。

#### 動物（鳥類）

方法は2種類あります。

##### a) ライントランセクト（ラインセンサス）法

場 所	土合ロープウェイ駅～旧道マチガ沢～一ノ倉沢
調査頻度	5年に1回
方 法	繁殖期（5～6月）に2日、天候の良い朝に、時速1～2kmで歩き、ルート沿い左右25mに観察、または鳴き声の確認できた鳥の数を記録する。

##### b) 定点観察法

場 所	山頂まで見渡せる天神尾根上の場所
-----	------------------

調査頻度	5年に1回
方 法	繁殖期(5～6月)に2～3日。見晴らしのよい地点を定点とする。よく晴れた日の午前中に、観察された鳥とその方角や場所を記録する。

#### 動物(両生類)

場 所	土合橋～新道～マチガ沢 天神平のリフト山頂駅～(南方向、尾根沿い)～天神小屋跡付近～(スキー場を北へ)～ロープウェイ駅
調査頻度	2年に1回
方 法	繁殖期(5～7月)に3日。ルート沿いの水溜まりや流れ、せまい沢などで、種とその成体や幼生、卵(卵塊)などを観察する。可能であれば、個体数や卵(卵塊)数も記録する。

#### 動物(昆虫:陸生昆虫)

採取方法によって捕獲できる昆虫のグループが異なるため、3つの方法で調査します。

##### a) 捕虫網による方法とビーティング法

場 所	湯檜曾川沿いの新道、天神尾根、一ノ倉岳周辺ほか
調査頻度	3年に1回
方 法	草原や林縁部などの開けている場所に定点または短いルートを設定し、成虫の出現時期に月に2回程度実施。捕虫網で直接、または木や草を棒などで叩いて落ちてくる昆虫類をネットで受け止める。チョウやコウチュウ、トンボなどのほとんどの昆虫類が採取可能。

##### b) ピットフォールトラップ法

場 所	ブナ林など
調査頻度	7年に一回
方 法	腐肉や腐ったバナナとヨーグルトなど、調査対象によって異なる餌(ベイト)を入れたピンを、地表と平らに埋め込み、餌におびき寄せられてピンに入った昆虫を採取する。

	腐肉には、コウチュウ目、バッタ目、アリ目などが集まる。ビンを設置して5日後程度で回収する。9～10月に1度実施する。
--	--

c) ライトトラップ法

場 所	ブナ林など
調査頻度	7年に1回
方 法	夜間光をつけ、光に集まってくる昆虫を採取する。白いシートなどを用いる方法もある。ガの仲間やコウチュウ目が採取できる。7～8月に一度実施する。

昆虫類（水生昆虫）

場 所	湯檜曾川 支流のマチガ沢、西黒沢、一ノ倉沢、幽ノ沢
調査頻度	5年に1回
方 法	湯檜曾川下流の西黒沢との合流地点付近で、石礫底がある場合、25×25cmのサーバーネットを用いた定量的採取を行う。一度に3つのサンプルを採取し、ネット内の昆虫類をアルコール溶液で固定し、種ごとの個体数と生体量(湿重)を測定する。 サーバーネットが使用できない、マチガ沢や一ノ倉沢、幽ノ沢などでは、小型の手網で石の間や落葉の中の昆虫を採取する。湿った岩などからは、直接ピンセットで採取する。採取される水生昆虫は、主にカゲロウ目、カワゲラ目、トビケラ目、ハエ目などの幼虫が多い。時期としては、終令幼虫の多いときが望ましい。

魚類

場 所	湯檜曾川の支流の西黒沢、一ノ倉沢合流点付近及び武能沢合流点付近、谷川二俣付近
調査頻度	5年に1回
方 法	タモ網と釣りにより一定区画内の種数、大きさ、生息状況等を記録する。

## 地形・地質

場 所	天神尾根及び山麓の土合橋から湯檜曾川支流芝倉沢出合までの登山道
調査頻度	2～5年に1回
方 法	登山道の露頭の自然及び人工的な変化を観察する。原則として晩秋で無雪期に実施。場合によってはサンプリング調査を実施する。

## 水質（流水と雨水）

場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流水 湯檜曾川、マチガ沢、一ノ倉沢、谷川二俣ほか</li> <li>・ 雨水 山頂付近、天神尾根（2箇所）、新道とマチガ沢出合、一ノ倉沢出合、谷川二俣ほか</li> </ul>
調査頻度	3年に1回
方 法	沢を流れる水や雨水の水質、窒素やリンなどを分析する。4～12月までの間に隔月で採水する。分析については、標準的な分析方法による。

## 気象（気温、降水量、降雪量）

年度毎のアメダス観測年報（編集：気象庁 発行：（一財）気象業務支援センター）を参考とする。

## 登山道

場 所	天神尾根 3箇所 谷川岳とオキノ耳の間 1箇所
調査頻度	2～5年に1回
方 法	登山道変化の状態を測定し、荒廃状況を判断する。道の幅と浸食の最大深だけでも判断可能であるが、より詳細な断面積を測定することが望ましい。荒廃の激しい地点などでは定点観測を行う。

## (2) モニタリングに当たっての各主体の役割

モニタリングに当たっての各主体の役割を次のとおりとします。

#### ツアー実施者

エコツアーの下見や実施の際に、自然観光資源の変化や問題点を把握し、協議会に報告します。

#### ツアー参加者

今後、モニタリングなどをツアーの一部として実施する際に参加・協力していただくことを検討します。

#### 山岳、自然系の各種団体

活動地域における環境の変化やエコツアーの実施による影響などを把握した場合に、速やかに事務局に報告するよう努めていただきます。

#### 動植物や自然観光資源に関する専門家

定期モニタリングの実施に協力していただきます。また、その結果に関して、専門的な見地からの評価及び対策が必要な場合の具体的な方法等について提案します。モニタリングの担当者等については、協議会より委嘱します。

#### 谷川岳エコツーリズム推進協議会

モニタリングの結果と対策等に関する専門家から報告を受けて、今後の方向性や改善方法について協議し、必要に応じて行政等の関係機関への働きかけや調整を実施します。

#### 行政（国、県、町）

協議会と協力し、対策が必要な場合に可能な限り協力をしていただきます。

### (3) 評価の方法

各主体からの報告と定期モニタリング及び必要に応じて行う調査の結果を基に、専門家が年に1回評価を実施します。評価は次の2点に関して行います。

#### 自然観光資源の存続上の問題の有無の確認

問題が確認された場合、その理由と程度について

( エコツアーの実施によるものではないか、等 )

#### (4) 専門家や研究者などの関与の方法

協議会の顧問でもある各分野の専門家が中心となってモニタリングを実施します。また、各主体から協議会へと寄せられた報告内容の整理や検証を行い、改善方法の検討・提案を行います。さらに、必要に応じて他分野の専門家や有識者等の意見や情報などを各専門家や協議会より求めます。

#### (5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリングの評価結果について、なんらかの対策が必要な課題については、以下の3タイプに分けて協議会において対応します。

課題のタイプ	対応方法
ツアー実施方法や参加者の行動の改善により対処が可能なもの	協議会が、専門家の提案した改善方法を基に実施者及び参加者に対して周知・指示する。
ツアー実施者同士の調整が必要なもの	協議会が仲介役となり、専門家が提案した改善方法に沿うよう調整を図る。
ツアー実施者及び協議会では対応が困難なもの	協議会及びツアー実施者・団体が、行政等関係機関と対応を協議する。 必要に応じて、特定自然観光資源の指定を検討する。

## 4) その他

### (1) 主な情報提供の方法

主に次の方法により、本地域のエコツーリズムに関する情報を本地域内外に幅広く提供します。

#### 地域住民への情報提供

協議会において、みなかみ町報「広報みなかみ」の活用や、住民向けリーフレットの作成、ホームページによる情報提供を通じて、本地域及びみなかみ町が「エコツーリズム推進の地」であることを、まず地域住民の方々に対して情報提供と共にアピールします。

観光関係施設（宿泊施設、販売店、交通機関等）への情報提供

協議会においてエコツアーの案内リーフレットやポスターを作成、配布し、各施設関係者にも、「エコツーリズム」についての情報提供とともに、理解や協力を得られるよう努めます。また、協議会によるエコツーリズム導入の効果に関する説明会などの開催も検討します。

首都圏観光施設等での情報提供

エコツアーの主なターゲットは、まずは首都圏からの参加者と想定されます。協議会より首都圏の観光関係施設や各種媒体等において、「エコツーリズムの谷川岳」をアピールし、エコツアーの紹介などを行います。

マスメディアの活用

旅行雑誌や新聞、テレビ等に本地域のエコツーリズムが取り上げられるよう、協議会より積極的に働きかけていきます。また、協議会においても、どのような内容ならばマスメディアに取り上げられるのかなどの点について、常に情報収集・研究を行います。

過去の参加者への情報提供

ツアー実施者は、過去に参加された方へのダイレクトメールや、メンバーリストの作成等により直接的な情報提供を行います。

ホームページの活用

上記各媒体に対応できるホームページを協議会にて開設します。ホームページの作成に当たっては、見やすさと「参加したい」と思える魅力の発信を中心に構成します。

また、ツアー実施者、観光協会、宿泊施設等のホームページにおいても、エコツアーを行っている地域であることの明示や、協議会ホームページへのリンクを通じて情報提供を行います。

(2) ガイドなどの育成又は研鑽の方法

ガイドは参加者と直接交流しながら、本地域の魅力を伝え、参加者の感動を呼び起こす非常に重要な役割を担っています。仮に同じプログラムを実施しても、ガイドの態度や対応が変われば参加者の満足度やリピート意向は大きく変わることから、本地域におけるガイドの育成と質の

向上に努めます。

また、本地域のエコツアーの質を高めていくためには、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力も必要となります。

本地域では、上記のような能力をもつガイドやプロデューサー的な役割を担える人材を育成するため、協議会において以下のような人材育成や研鑽を行います。

#### ガイド養成・スキルアップ講習の実施

新たにガイドとなろうとする方を対象としたガイド養成講習会や、既にガイドを行っている方が商品企画力などをより高めるためのスキルアップの講習などを、協議会主催にて実施します。また、よりレベルの高いガイドを育成していくため、ガイドのスキル評価法なども今後の課題として検討します。

#### 協議会とツアー実施者の話し合い・交流会

協議会は、現場で実際に生じている問題や、ツアー実施者が困っている点などを話し合ったり、実施者同士の交流を通じて解決を目指す場を提供します。

#### ガイドの利用促進

協議会は、地域の関係者・機関等、観光客に対して、ガイドを利用することのメリット（地域の魅力を伝え、観光客のリポートにつながる、ガイドがいるからこそ体験できる魅力がある等）を周知し、ガイドの利用を促進します。

#### (3) 新規参入事業者への対応

本地域に新規参入を希望する事業者に対しては、協議会より本構想に掲載されたルール等を守るよう求め、互いにメリットを得つつ、地域の発展に向かうよう働きかけます。

なお、参加者から見た場合に、本構想に基づくルール等に基づいてツアーを実施する事業者と守らない事業者との区別が簡単にできるよう、協議会において方策を検討します。



## 4 . 自然観光資源の保護及び育成

### 1 ) 特定自然観光資源の指定について

本地域の自然観光資源のほとんどは、上信越高原国立公園、朝日岳・白毛門山東面県自然環境保全地域、国有林（保安林、林木遺伝資源保存林、緑の回廊）のように後述する様々な制度により現状においては保全が図られているため、今回の構想の策定にあたって特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

### 2 ) その他の自然観光資源

#### (1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に書かれたルールを関係者が守るよう協議会や専門家などの関係者から普及啓発や必要な取り組みを進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進めます。また、モニタリング（ツアー実施者や参加者が実施する簡易モニタリング及び専門家が行う定期モニタリング）を実施し、自然観光資源や生物多様性に関する状況を専門家が評価します。さらに、この結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要であれば、専門家からの意見をふまえて協議会において対応を協議し、ツアー実施者等の協力も得て実施に向け調整します。

#### (2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画など

自然観光資源の保全等に関係する主な法令や計画などは以下のとおりです。制限される内容については概要を示しています。また、同じ法律による規制であっても該当法律に基づく地域区分等の違い等によって規制の程度が異なる場合がありますので、正確な内容については各担当部局に確認が必要です。

#### 関係法令

名称	指定分類	対象地域・物等	内容	担当部局
自然公園法	上信越高原国立公園		工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止等	環境省（長野自然環境事務所・万座自然保護官事務所）

群馬県自然環境保全条例	朝日岳・白毛門東面県自然環境保全地域	朝日岳～白毛門の尾根の東面	工作物の新增改築、木竹の伐採、指定された動物の捕獲及び植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止等	群馬県(利根沼田環境森林事務所)
森林法	保安林	国有林部分	立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取の禁止等、土地の形質の変更(掘削、盛土等)等の制限等	林野庁(関東森林管理局・利根沼田森林管理署)、群馬県(利根沼田環境森林事務所)
		民有林部分	立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取の禁止等、土地の形質の変更(掘削、盛土等)等の制限等	群馬県(利根沼田環境森林事務所)
文化財保護法	特別天然記念物	カモシカ	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の禁止等	文化庁
	天然記念物	ヤマネ、イヌワシ	現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の禁止等	文化庁
河川法	一級河川	河川区域、河川保全区域	土地の占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の制限等	国土交通省(関東地方整備局)、群馬県(沼田土木事務所)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	全域	野生鳥獣	鳥獣の捕獲の禁止等	環境省(関東地方環境事務所)、群馬県(利根沼田環境森林事務所)、みなかみ町
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	全域	イヌワシ、クマタカ、オオタカ等	捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)の禁止等	環境省(関東地方環境事務所)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	全域	特定外来生物	飼育、栽培、保管、運搬、譲渡し・譲受け（販売）、野に放つこと等の禁止	環境省（関東地方環境事務所）
群馬県谷川岳遭難防止条例	登山危険地区	一ノ倉沢から南面の山域	登山届または登山計画書提出の義務づけ	群馬県（谷川岳登山指導センター）

### 関連する計画や制度等

次のような国や県、町の計画等がありますが、いずれもエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

計画等名称	概要
第1次みなかみ町総合計画 (H20.3策定) 目標年度：H29年度	<p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然とともに誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり</li> <li>2 地域資源を活かした交流を推進し、魅力と活力に満ちたまちづくり</li> <li>3 住民とともに支え、ともに進むまちづくり</li> </ol> <p>将来像</p> <p>水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ</p>
「水と森を育むエコタウン みなかみ」(H20.3策定)	<p>将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 .谷川連峰に抱かれた豊かな自然環境や自然景観を保全する仕組みを整え、自然に抱かれたまちづくりを進めます。</li> <li>2 .地域の歴史文化や固有の景観を保全し、文化が醸成されるまちづくりを進めます。</li> <li>3 .町民がより地域の魅力を高める仕組みづくりを進めます。</li> <li>4 .みなかみ町の魅力に引かれて訪れる人々を、暖かく迎え入れる意識を醸成します。</li> <li>5 .住民と事業者、行政がそれぞれの役割を担い、相互に連携してまちづくりを進める体制づくりを進めます。</li> </ol> <p>事業展開パターン</p>

	<p>ア．「山と森と川」を保全する仕組み作り</p> <p>イ．地域への理解と魅力向上策の展開</p> <p>ウ．交流・定住の仕組み作り</p>
<p>第 14 次群馬県総合計画 「はばたけ群馬プラン」 (H23.3 策定)</p> <p>基本計画第 3 章地域別 施策展開：利根沼田地域</p>	<p>《地域の目標》</p> <p>恵まれた自然を大切にし、活かす地域づくり</p> <p>元気ある地域経済の確立と働く場の確保</p> <p>健やかで安心して暮らせる地域づくり</p> <p>地域をよく知り、誇りをもつ心豊かな人づくり</p> <p>《主な取組》(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園や森林公園、日本百名山、利根川等の豊かな自然の保護と活用の推進</li> <li>・環境と調和した農林業、観光等の推進</li> <li>・山や里の美しい景観の保全と景観を活かした地域作りの推進</li> <li>・環境学習や地球温暖化対策への取組の推進</li> <li>・観光資源の質的向上と外国人観光客の誘客推進</li> <li>・自然やスポーツを活用したニューツーリズム等への取組の推進</li> </ul>
<p>国有林野の管理経営に 関する基本計画 (H20.12.16 策定)</p>	<p>1．効率的かつ着実な森林の整備・保全と木材の利用を一体的に推進することによる地球温暖化防止対策の促進</p> <p>2．野生鳥獣との共存のための森林の整備・保全の推進など生物多様性の保全等への率先した取組</p> <p>地震や台風などの大規模災害への対応といった社会的要請への迅速な対応</p> <p>3．間伐材等の需要者への安定的な供給や、伝統文化を守るための木材の安定供給など、国有林ならではの木材の安定供給の推進</p> <p>4．森林環境教育への貢献、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民による国有林野の利用の促進</p>
<p>「第 4 次地域管理経営 計画(利根上流森林計画 区)」(計画期間：H23.4.1 ～ H28.3.31 関東森林管 理局)</p>	<p>1．機能類型に応じた管理経営に関する事項</p> <p>2．特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項(保護林・緑の回廊)</p> <p>3．ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮(樹皮剥ぎ)、希少猛禽類の生息に関する事項</p> <p>4．国有林野の活用に関する事項</p> <p>5．地域の振興に関する事項</p>

## 5. 協議会の参加主体

### 1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

平成 23 年 9 月 28 日現在 < 敬称略 >

構成機関等			
所 属	肩 書	氏 名	備 考
水上山岳ガイド協会	協会長	鈴木 幸久	自然環境部会 エコツーリズム推進部会
水上山岳会	会長	中島 正二	自然環境部会 エコツーリズム推進部会
谷川岳登山・環境研究会	事務局長	八木原 園明	自然環境部会
	顧問	馬場 保男	エコツーリズム推進部会
谷川岳をきれいにする会	会長	中島 正二	エコツーリズム推進部会
関越交通株式会社	観光部長	柴崎 良吉	エコツーリズム推進部会
谷川岳ロープウエー株式会社	所長	山崎 宏之	自然環境部会 エコツーリズム推進部会
みなかみ町アウトドア連合会	代表	根岸 道子	自然環境部会
	代表	小橋 研二	エコツーリズム推進部会
水上民宿ペンション連合会	会長推進部会長	徳島 伸泰	副会長、エコツーリズム推進部会 自然環境部会
水上温泉旅館協同組合	代表理事	須藤 温	自然環境部会
みなかみ町観光協会	代表理事		エコツーリズム推進部会
みなかみ町商工会	会長	小野里 光敏	エコツーリズム推進部会
	事務局長	山田 篤	
みなかみ町観光協会	事務局長	山賀 晃男	エコツーリズム推進部会
東京藝術大学	絵画科教授	佐藤 一郎	エコツーリズム推進部会
NPO法人奥利根芸術文化アカデミー	理事長	松本 英也	エコツーリズム推進部会
みなかみ町	町長	岸 良昌	会長、エコツーリズム推進部会
学識経験者	自然環境部会長	阿部 利夫	副会長、自然環境部会長

#### 顧問、アドバイザー

所 属	肩 書	氏 名	備 考
顧問（学識経験者）	群馬県立女子大学名誉教授	斎藤 晋	
	群馬県野生動物研究会事務局長	関 敏雄	
	群馬県自然環境調査研究会顧問	里見 哲夫	
	群馬県自然環境調査研究会会員	久保 誠二	
アドバイザー		小日向 孝夫	
国土交通省 利根川ダム統合管理事務所	所長	川村 俊一	指導・助言・支援
国土交通省 利根川ダム統合管理所藤原ダム管理支所	所長	一場 敏	指導・助言・支援
農林水産省 関東農政局 農村計画部農村振興課	課長補佐	對馬 静雄	指導・助言・支援
林野庁 利根沼田森林管理署	署長	中澤 文彦	指導・助言・支援
林野庁 利根沼田森林管理署水上森林事務所	首席森林官	志田 悟	指導・助言・支援
環境省 長野自然環境事務所	所長	安田 直人	指導・助言・支援
環境省 万座自然保護官事務所	自然保護官	若松 徹	指導・助言・支援
群馬県 利根沼田県民局	局長	岩崎 正治	指導・助言・支援
群馬県 自然環境課	課長	中嶋 茂	指導・助言・支援
群馬県 観光物産課谷川岳登山指導センター	課長	根岸 良夫	指導・助言・支援
NPO法人群馬県自然保護連盟	理事長	金井 賢一郎	指導・助言・支援
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	支社長	伊藤 嘉道	指導・助言・支援
	総務部担当部長	善如 寺太	
株式会社 J R 東日本ウオータービジネス	代表取締役社長	田村 修	指導・助言・支援
	アクア事業開発部長	鈴木 得彦	
みなかみ町議会	議長	久保 秀雄	指導・助言・支援
みなかみ町議会 産業観光常任委員会	委員長	河合 生博	

事務局	観光商工課	課長	真庭 敏
		次長	鈴木 伸一
		サブリーダー	木村 伸介

\* 各部会の取り組み内容については、付録 2 を参照

## 6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### 1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

人間の行為が、地球規模で気象や環境に影響を与えるようになった現在、私たちが持続的に社会活動を続けていくためにも環境教育は欠かすことができません。

エコツアーは、一般の旅行者の楽しみの一つという要素も強く、ツアーへ参加するかしないかは、基本的に参加者の判断によりますが、私たちが持続的な社会を達成するために必要な環境に関する知識や経験は、学校教育活動や社会教育活動など様々な機会において「環境教育」として、習得していく必要があります。

本地域では、このような持続的な社会の達成に貢献するために、エコツーリズムを環境教育にも活用するよう取り組んでいきます。

#### (1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

##### 本地域で体感・習得できるテーマの整理

協議会では、本地域における特異な環境に生息する動植物の観察等により実際に体感できる自然資源や、知識を習得できる環境問題について把握・整理します。

##### ツアー実施者・地域住民に対する理解の促進

上記 については、主に協議会主催の講習会の形で、参加したツアー実施者や地域住民に対して周知し、本地域の環境問題や環境教育への理解を深めます。

##### ツアー参加者に対する考える機会の提供

ツアー実施者は、単に問題点と解決法を参加者に伝えるのではなく、例えば、五感すべてで本地域の自然資源を体験できる機会を織り交ぜた生物多様性観察ツアーのように、参加者自らが問題点や課題、その解決方法を考えることを通じて、理解を深めるようにプログラムの内容を工夫し、本地域の環境問題や環境教育についての周知を図ります。

##### 環境負荷のより低いツアーに向けた取組の推進と普及啓発

ツアー実施者は、マイ箸・マイカップ活動などのゴミの減量を図る取組の推奨や、ツアー参加者の自然資源に対する観察方法への配慮などを行う環境負荷の低いツアーを実施するとともに、その仕組みと意義を参加者に解説します。また、参加者がツアー終了後もこれらの環境配慮行動を続けられるよう啓発を行います。

## (2) 地域住民に対する普及啓発の方法

地域一丸となって、エコツアー及びこれを活用した環境教育を推進するためには、地域住民の方々の理解と協力が不可欠です。そのため、次の取組を進めます。

### エコツアーの意義と効果のアピール、環境問題への理解の推進

協議会は、広報やホームページでの情報提供、リーフレットの配布、地域住民向け説明会の開催、及び学校教育活動や社会教育活動との連携等を通じて、エコツアーの意義と効果をアピールし、さらに環境問題への理解も深めていただくための取組を行います。

### 地域住民や地元関係者参加の場合の割引制度導入

ツアー実施者は、地域住民や地元関係者などの方がツアーに参加する場合の割引制度等を設けるように努め、地域住民や地元関係者の方々がエコツアーに参加することを通じて、環境問題への理解が深まるよう努めます。

## 2) 他の法令・制度や計画等との関係及び整合性

### (1) 主な関連法など

前掲のリストに農業振興地域の整備に関する法律や農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、旅行業法、道路交通法、道路運送法などを加えます。なお、同じ法律による規制であっても該当法律に基づく地域区分の違い等によって規制の程度が異なる場合がありますので、正確な内容については各担当部局に確認が必要です

### 関係法令

名称	指定分類	対象地域・物等	内容	担当部局
自然公園法	上信越高原国立公園		工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止等	環境省（長野自然環境事務所・万座自然保護官事務所）
群馬県自然環境保全条例	朝日岳・白毛門東面県自然環境保全地域	朝日岳～白毛門の尾根の東面	工作物の新增改築、木竹の伐採、指定された植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止等	群馬県（利根沼田環境森林事務所）

森林法	保安林	国有林部分	立木の伐採、家畜の放牧、 下草・落葉・土石・樹根 の採取の禁止等、土地の 形質の変更（掘削、盛土 等）等の制限等	林野庁（関東森 林管理局・利根 沼田森林管理 署）、群馬県（利 根沼田環境森林 事務所）
		民有林部分	立木の伐採、家畜の放牧、 下草・落葉・土石・樹根 の採取の禁止等、土地の 形質の変更（掘削、盛土 等）等の制限等	群馬県（利根沼 田環境森林事務 所）
文化財保護 法	特別天然記念 物	カモシカ	現状の変更や保存に影響 を及ぼす行為の禁止等	文化庁
文化財保護 法	天然記念物	ヤマネ、イヌワ シ	現状の変更や保存に影響 を及ぼす行為の禁止等	文化庁
河川法	一級河川	河川区域、河川 保全区域	土地の占用、工作物の新 築、土石の採取、土地の 掘削等の制限等	国土交通省（関 東地方整備局）、 群馬県（沼田土 木事務所）
鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律	全域	野生鳥獣	鳥獣の捕獲の禁止等	環境省（関東地 方環境事務所）、 群馬県（利根沼 田環境森林事務 所）、みなかみ町
絶滅のおそ れのある野 生動植物の 種の保存に 関する法律	全域	イヌワシ、クマ タカ、オオタカ 等	捕獲等（捕獲、採取、殺 傷、損傷）の禁止等	環境省（関東地 方環境事務所）
特定外来生 物による生 態系等に係 る被害の防 止に関する 法律	全域	特定外来生物	飼育、栽培、保管、運搬、 譲渡し・譲受け（販売）、 野に放つこと等の禁止	環境省（関東地 方環境事務所）



群馬県谷川岳遭難防止条例	登山危険地区	一ノ倉沢から南面の山域	登山届または登山計画書の提出の義務づけ	群馬県（谷川岳登山指導センター）
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域又は農用地区域	農用地等	・農用地区域内の開発行為の制限 ・開発行為についての勧告等	農林水産省（関東農政局）
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律		・農林業が重要な地域 ・定住・交流の促進が活性化に有効な地域 ・市街化区域以外	・活性化計画を定めることができる。 ・活性化計画に基づく事業に要する交付金の交付ができる。	農林水産省（関東農政局）
旅行業法			旅行業を営む場合の登録制度	観光庁
道路交通法			道路を通行する場合の規制等	警察庁
道路運送法			旅客を自動車で運送する場合の許可制度	国土交通省
医師法			医療行為に関する規制	厚生労働省

### 関連する計画や制度等

次のような国や県、町の計画等がありますが、いずれもエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

計画等名称	概要
第1次みなかみ町総合計画 (H20.3策定) 目標年度：H29年度	<p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然とともに誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり</li> <li>2 地域資源を活かした交流を推進し、魅力と活力に満ちたまちづくり</li> <li>3 住民とともに支え、ともに進むまちづくり</li> </ol> <p>将来像</p> <p>水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ</p>

<p>「水と森を育むエコタウン みなかみ」(H20.3 策定)</p>	<p>将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 谷川連峰に抱かれた豊かな自然環境や自然景観を保全する仕組みを整え、自然に抱かれたまちづくりを進めます。</li> <li>2. 地域の歴史文化や固有の景観を保全し、文化が醸成されるまちづくりを進めます。</li> <li>3. 町民がより地域の魅力を高める仕組みづくりを進めます。</li> <li>4. みなかみ町の魅力に引かれて訪れる人々を、暖かく迎え入れる意識を醸成します。</li> <li>5. 住民と事業者、行政がそれぞれの役割を担い、相互に連携してまちづくりを進める体制づくりを進めます。</li> </ol> <p>事業展開パターン</p> <p>ア. 「山と森と川」を保全する仕組み作り</p> <p>イ. 地域への理解と魅力向上策の展開</p> <p>ウ. 交流・定住の仕組み作り</p>
<p>第14次群馬県総合計画 「はばたけ群馬プラン」 (H23.3 策定) 基本計画第3章地域別施策展開：利根沼田地域</p>	<p>《地域の目標》</p> <p>恵まれた自然を大切にし、活かす地域づくり 元気ある地域経済の確立と働く場の確保 健やかで安心して暮らせる地域づくり 地域をよく知り、誇りをもつ心豊かな人づくり</p> <p>《主な取組》(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園や森林公園、日本百名山、利根川等の豊かな自然の保護と活用の推進</li> <li>・環境と調和した農林業、観光等の推進</li> <li>・山や里の美しい景観の保全と景観を活かした地域作りの推進</li> <li>・環境学習や地球温暖化対策への取組の推進</li> <li>・観光資源の質的向上と外国人観光客の誘客推進</li> <li>・自然やスポーツを活用したニューツーリズム等への取組の推進</li> </ul>
<p>国有林野の管理経営に関する基本計画 (H20.12.16 策定)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効率的かつ着実な森林の整備・保全と木材の利用を一体的に推進することによる地球温暖化防止対策の促進</li> <li>2. 野生鳥獣との共存のための森林の整備・保全の推進など生物多様性の保全等への率先した取組</li> </ol>

	<p>地震や台風などの大規模災害への対応といった社会的要請への迅速な対応</p> <p>3. 間伐材等の需要者への安定的な供給や、伝統文化を守るための木材の安定供給など、国有林ならではの木材の安定供給の推進</p> <p>4. 森林環境教育への貢献、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民による国有林野の利用の促進</p>
<p>「第4次地域管理経営計画（利根上流森林計画区）」 （計画期間：H23.4.1～H28.3.31 関東森林管理局）</p>	<p>1. 機能類型に応じた管理経営に関する事項</p> <p>2. 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項（保護林・緑の回廊）</p> <p>3. ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）、希少猛禽類の生息に関する事項</p> <p>4. 国有林野の活用に関する事項</p> <p>5. 地域の振興に関する事項</p>
<p>・みなかみ町田園環境整備マスタープラン（H21.1策定）</p> <p>・その他関連計画</p>	<p>農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項</p> <p>環境保全目標</p> <p>【自然環境】</p> <p>自然公園、自然環境保全地域等の保護・保全</p> <p>エコツーリズムの推進</p>

### 3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

#### (1) 農林水産業などとの連携方策や配慮事項

##### 連携方策

協議会及びツアー実施者は、本地域及び周辺地域で産出される農林水産物のツアーへの活用を積極的に進めます。また参加者が購入する、お土産などに地元産品を積極的に勧めることをはじめとする連携を図ります。

##### 配慮事項

ツアー実施者や参加者は、他人の所有地や農地、林地への無断立ち入りはしないよう注意します。また、河川で魚類の観察などをする場合にも、漁協などの関係団体へは事前に相談したうえで、漁業権などのルールに従って利用します。

### 4) 地域の振興

#### (1) 地産品の活用

ツアー実施者が、ツアーで使用する商品や飲食物などは、地元資本の事業者が作ったものなどを積極的に利用することで、地域の振興につながり、関係者からの理解や協力もより得られます。またツアー実施者は「なぜこの商品が良いのか」を参加者に説明することで、参加者も納得して購入できます。

また、協議会は、地場産業や本地域ならではの商品やその良さ・特徴などの情報を積極的にツアー実施者及び参加者に提供することで、これらの取組を支援します。

#### (2) 滞在日数増加のための取組

協議会は、ツアーへの参加者増加や、参加者の宿泊や連泊型の滞在利用につながるよう、地域内で実施されるエコツアーの一覧情報をその概要や特徴とともに情報提供します。

#### (3) リピーター育成のための取組

ツアー実施者は、参加者に対して本地域における他の魅力や違う季節の魅力を積極的に紹介することで、参加者が本地域を再訪するよう働きかけます。

## 5 ) 地域の生活や習わしに対する配慮

### (1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項

ツアー実施者及び参加者は、エコツアーが本地域や周辺地域の住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないような配慮します（詳細はルール「地域住民の生活環境」を参照）。

## 6 ) 安全管理

### (1) 安全管理に関する配慮事項

エコツアーの推進や実施関係者は、全ての参加者やツアー実施者の安全を確保するために最大限の注意を払います（詳細はルール「参加者の安全」参照）。

## 7 ) 全体構想の公表

### (1) 公表の方法

全体構想の作成、変更、または廃止を行ったときは、町報及び町や協議会のホームページなどで周知します。また、必要に応じて協議会が、説明リーフレット等を作成・配布し広く公開します。

## 8 ) 全体構想の見直し

### (1) 点検及び見直しの時期

策定後は、様々な課題が発生することが十分予想されます。そこで、本地域の全体構想については、策定1年後の時点で発生した様々な課題を整理し、協議会において見直し作業を開始します。第1回目の見直し作業は、1年以内実施し、3年目からは見直した構想にてエコツーリズムの推進に取り組みます。

また、その後は毎年実施状況を点検し、協議会にて共有し、課題や対策について整理しつつ、5年ごとを目途に構想全体の見直しを行います。

## 付録 1：本構想において使用している用語の解説

### エコツーリズム

エコツーリズム推進法第 2 条第 2 項にある「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」のことです。

### エコツアー

上記のエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーを意味します。

### ガイド（インタープリター）

エコツアーにおいて参加者を案内し、自然解説などを行う者のことです。その解説は、「単なる情報の提供でなく直接体験や教材を通し、事物や事象の背後にある意味や関係を明らかにすることを目的とした教育活動（フリーマン・チルデン）」であり、「自身が感じている環境の美しさ、複雑さ、多彩さ、相互関係に対する感受性や驚きの感覚を、来訪者が感じるのを手助けし（ハロルド・ウィリアムス）」、自然等の解説の対象と人（参加者）の仲介（通訳）という性質を持つことから、インタープリテーションとも呼ばれ、解説を行うガイドがインタープリター（通訳者）と呼ばれることもあります。

本構想では、一般によりなじみのある「ガイド」という言葉を用いました。

### 協議会（エコツーリズム推進協議会）

エコツーリズム推進法に基づき、各市町村がエコツーリズム推進のために設置する協議会。当該市町村のほか、事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなります。

エコツーリズム推進全体構想（後述）の作成及びエコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うための会です。

## 全体構想（エコツーリズム推進全体構想）

エコツーリズム推進のため、協議会が策定する構想（本書）。エコツーリズム推進法に基づき、次の内容を記載することとされています。

- 1．エコツーリズムを推進する地域
- 2．エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地
- 3．エコツーリズムの実施の方法
- 4．自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
- 5．協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 6．その他エコツーリズムの推進に必要な事項

## 本地域

本構想が対象とする区域（本文 9 ページの図参照）を示します。

付録 2：本構想中に記載されている協議会の役割の分担

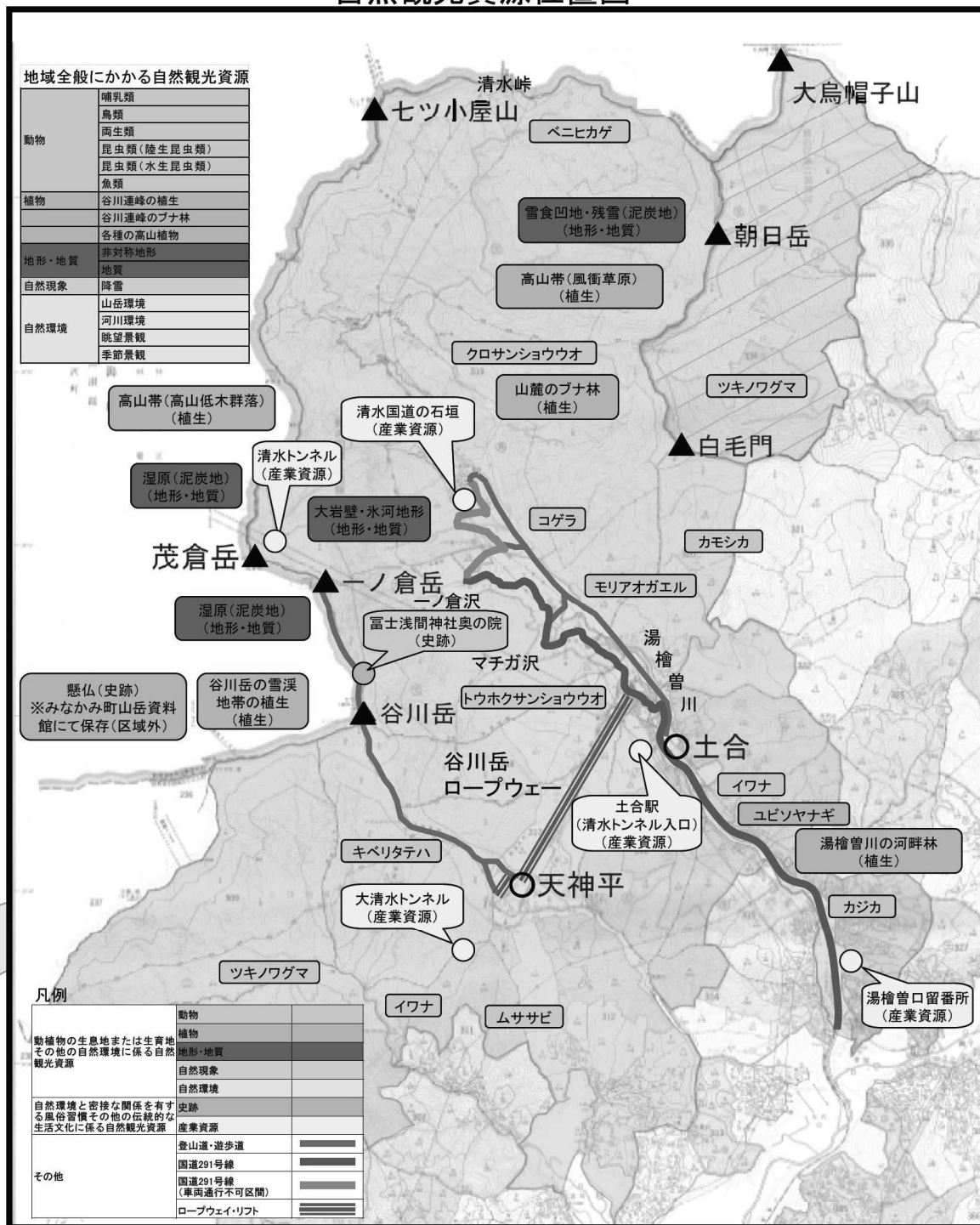
実施主体		内容
総会		構想の点検、見直し内容の承認
部会	自然環境部会	<p>全体構想の点検・見直し内容の検討                      ルールの策定・普及・見直し等                      特に自然観光資源の保全、環境全般                      モニタリング                      実施、評価、対策検討（特定自然観光資源の指定検討含む）                      自然観光資源の保護及び育成に関すること                      その他、協議会規約において本部会の取組内容とされている事項</p>
	エコツーリズム部会	<p>全体構想の点検・見直し内容の検討                      ルールの策定・普及・見直し等                      特に参加者の安全、ツアーの質                      ガイド育成                      ・研修内容検討等                      環境教育                      ・本地域において、体験できる環境問題の整理、ツアー実施者への講習等                      インタープリターの利用促進                      ・方策の検討等                      その他、協議会規約において本部会の取組内容とされている事項</p>
事務局		<p>ルールの運用                      ・ツアー実施者用チェックリスト作成                      ・ツアー実施者や参加者からの相談受付、専門家への紹介等                      情報提供                      ・チラシ、HP作成、メディアへの働きかけ等                      ・地域住民への情報提供及び普及啓発                      関係者・機関等の連携                      ・ツアー実施者等による話し合いの場の設定等                      ・農林水産業や土地の所有者等との連携                      地域振興                      ・地産品の整理、エコツアー一覧の作成等                      渉外業務                      ・ツアー実施者、参加者からの報告・相談受付、アドバイス等                      ・他機関への協力依頼等                      ・新規事業者への対応等                      その他                      ・総会、部会等が担う役割の事務的補助                      （会議日程の調整、資料の配付、講習会の準備等）                      ・その他、本構想の推進に必要な事項</p>

本表の内容については、迅速かつ臨機応変効果的な役割分担になるよう随時見直しを行うこととし、部会及び事務局の役割については、該当部会及び事務局の合意が得られれば変更できるものとする。



付録 3 : 自然観光資源位置図

自然観光資源位置図



## 谷川岳エコツアーリズム推進協議会

事務局 みなかみ町役場観光商工課内  
住 所 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 1744-1  
電 話 0 2 7 8 - 2 5 - 5 0 1 7  
F A X 0 2 7 8 - 6 2 - 3 2 1 1